

—

思決定が何か行われるとするならば、いまの段階でお答えすることはそれは差し控えなければならぬ。この先がわからぬですから。いまの関係で申しますと、これはせつかくつくったものでござりますから。私はたとえば署名を求めるされました。このグリーンカード改正についての。しかしそれはお断りしてござります。そういうう関係からいって、将来の見通しがよくわからないんですから、これからおまえはどうすると聞かれますといふと、それはお答えを差し控えさしていただきたい、こういうことになるわけでござります。

○野田哲君 まあ、この辺でこの問題はとめておきましょう。

近、郵政大臣と真藤電電公社総裁が会見をされ、電電公社の経営形態について協議が行われた。そしてその協議に基づいて電電公社と郵政省との間で今後のあるべき経営形態についてのすり合わせ作業に入っていることが報道されておりましたが、一体今後の電電公社の経営形態についてどのようなトップの大臣と総裁との協議が行われたのか、そしてまたどのような内容について事務レベルのすり合わせが行われているのか、この点について伺いたいと思います。

○國務大臣(笠輪豊君) 先般私と公社の総裁と郵政省の浅尾事務次官と三人でお目にかかつたことは、新聞に書いてあるとおり事実であります。あともと公社の經營形態問題については郵政省と公社の間で話し合いが行われていただけであります。ところが、臨調の方は臨調の方でタイムスケジュールがあるものですから、早く出しなさいといふことを電電公社の方に何回も督促があつたわけであります。要するに、すり合わせが終わらないうちに出さざるを得なくなつて、臨調の方に御承知の三つの方法がありますと三案併記の形で出したわけであります。その後、臨調が公社を呼んだり郵政省を呼んだりして意見聴取を行つてはいたよう

であります。ところが、すり合わせが完全に終わらぬうちに舞台が臨調に移つてしまつた。これでは完全なお話ができませんので、私は考えてどうですかと、あれつきり中斷しているけれども、郵政と公社でもう一回すり合わせをやらないと臨調も困るだろうし、何かこう考えの違つたことにとられてしまうから、ひとつもう一回すり合わせを再開させようじゃないかということを申し上げただけであります。

中身の問題については、一切お互いしゃべつておりませんで、事務的にやつておつたすり合わせを途中で中断してしまつたのですから、それを再開しようじやないかと言うて、翌日からまた事務的なレベルで打ち合わせをやつていると、こういうことでござります。

○野田哲君　報道によりますと、大臣と総裁との協議のことで事務レベルで経営形態についてのすり合わせ作業に入つた。ところが、そのすり合わせ作業の内容について、報道の限りでは、公社を民営にした場合には固定資産税などのぐらいかかるかとか、あるいは法人税がどのぐらいかかるかというふうな税金の負担が一体どうなるのかといふようなことが検討の対象になつているのだと、こんな報道があるんですが、もしその報道どおりだとすれば、私はいかにも次元の低い、視野の狭いすり合わせ作業だなという感じがするわけです。

私は、今日の電電公社の経営形態がどうあるべきかといふことの検討とすれば、今日の国際情勢なり国内情勢、経済情勢、社会情勢、このもとでの電気通信事業が一体国民のニーズにこたえてどうあるべきかというもつと高度な次元の議論がされなければならないんじゃないじゃないかと思うんですが、この点はいかがなものですか。

○國務大臣(箕輪登君)　郵政省といいたしましては、公衆電気通信事業の持つてゐる高度の公共性とか国際性とか、そういうことについては慎重に話ををして今まで来ております。その話はかなりしておるわけでございますけれども、いよいよ民

當の声がかなりござりますので、さて民営になつた場合には本当に支出増といふものはどのぐらいになるのか。たとえば五十六年度收支差額が三千億円超える数字が出そります。そういう報告を受けております。しかしながら、この五十六年度の数字をもつて計算して、民営になつた場合に、当然民営にしますと会社でございますから配当も払わなければならなくなりますよ、一体固定資産税はどのぐらいになるんだろうか、あるいはまた収支で利益が出た場合に法人税を払わなければならない、固定資産税は利益のあるなしに取られます。そういうものはどのぐらいになるんだろうかということは、いままでは高度の話をしてきたものですから、しておらないわけあります。そういうところもやつぱり詰めておかなければ、結局は支出増でかなりの数字が出るとするならば、それはどうやって補てんするのか、それを補うかなどということは、いままでは高度の話になりますが、それは先生の御批評もございましょう、そんなことができるのかできないのかといふような、それは先生の御批判もござりますけれども、やはり責任ある立場にある者はそこまでも詰めておかなければならないであろう。したがつて、そうしたことを含めてすり合わせをいまやつたらどうだらうということを申し上げていただけであります。

○野田哲君 税負担がどのぐらいかかるかあるいは配当がどうなるのか、そういう点も検討課題になつてゐるんだという事情はわかりました。

そこで、現在の時点でこの電電公社の経営形態は将来どうあるべきかということについて臨調は臨調なりに検討されていると思うんですが、所管の郵政省なりあるいは電電公社としてもそれなりの成案を持つて臨調に対しても事情を説明されいると思うんですけども、郵政省なり電電公社としては、将来の経営形態についてどのような形態がいいとお考えになつておられるのですか。

○政府委員 守住有信君 臨調の方で種々御検討

なさつておられますけれども、一月の下旬でございましたか、大臣がお話になりましたような電電公社の三案併記と申しますが、そういうことでの意見の表明ないしヒヤリングがなされまして、私どもはその後三月の初めでございますか、郵政省からということでヒヤリングがあつたわけでござります。

私どもいたしましては、この公衆電気通信事業、今まで電話、電信、レックスという形でもう国民大衆の必需のものに相なつております。それから、さらにはこれがデータ通信等より広いより高度な、単なる神経系からシステム化した電気通信手段になつてまいります。しかも、この持つ意味は、国民生活に必需であるとともに、国家のいろんな機能と深く実はこれはかかわつておるところでございます。したがいまして、公衆電気通信の持つ使命、役割りというのはますますより高い公共性というものを持つてまいります。

それから、さらにはこれは技術的な統一性等々のいろいろな面がございますけれども、独占という形でございます。したがいまして、この巨大な独占というものの持つプラスとマイナスという点についても十分御検討いただきなければならぬ、このように考えておりまして、私どもとしては、せつから臨調で主体的に御検討でございますので、その御検討に当たつての十分配慮していたがなればならない問題点と申しますか公共性、独占性等々の、もちろん効率性も考えていかなきやなりませんけれども、そういう視点、問題点につきまして、るる公衆電気通信が持つておるあるいは将来的に持つ特徴、特色といふもの、同じ公社制度ではござりますけれども、他の、具体的に言えば二公社とも違つた非常に高度な公共性、さらにその持つ影響力といふのがいかに大きいかといふことについていろいろ御説明を申し上げた次第でございまして、私どもは、やはりその高い公共性と効率性を調和させる上、公社制度の中でも効率性という問題、臨調も合理化の推進というのも一つの大きなテーマ

でございますので、まず当面は具体的な合理化、効率化施策の計画的な推進ということについて力点を置きまして御説明をした次第でござります。

○野田哲君 二年前に郵政省設置法の一部改正案を当委員会で審議をし決定をしたわけですが、その際三項目について決議を行つております。「情報通信事業の運営について、国民各層の意見が反映する体制のあり方を検討するため、適正な構成による機関を速やかに設け、国民の負託にこたえる結論を得るよう努めること。」日本電信電話公社の資料調達問題の処理にあたつては、国際経済上の視点のみならず高品質の電気通信ネットワークの一元的管理の確保という視点にも十分配慮すること。「総合的、合理的な電気通信事業の経営基盤の強化及び経営当事者の自主性の確立を図ることとともに、同事業に従事する職員等に適切な労働条件が確保されるよう努めること。」この三項目の決議を行つているところであります。この趣旨については今日も郵政大臣としてもあるいは電

電公社当局としても承知の上で行政、業務の運営に当たつておられることだと思うんですが、そういうふうに理解してよろしくございます。

○政府委員(守住有信君) 郵政省設置法を御審議いただきました際の最後で、御指摘のような附帯決議を二点にわたつていただいておる次第でございまして、私ども初代の政策局といたしまして、この三点を踏まえまして今後の行政運営に資するということで、自來二カ年間念頭に置いてやつてまいつた次第でございます。

○野田哲君 大臣、いかがですか。

○國務大臣(箕輪登君) ただいま局長が答弁したとおりであります。

○野田哲君 具体的な問題について入つていきた

いと思うんですが、最近電気通信事業をめぐつて社会的にも政治的にも非常に大きな問題になつた不正事件が相次ぎましたことは、大臣就任され

前のことですけれども、御承知であろうと思う

です。

一つは国際電電の不正経理の問題、同時にまた

国際電電の不正経理と郵政省の高級公務員が関連をしていました、こういう問題。それからもう一つは、近畿電通局を中心とした電電公社の不正経理という問題がありました。二年前に電気通信政策局を設置する郵政省の設置法の改正を行つた際に、先ほど申し上げました、あるいはまた郵政省当局も確認をされたように、情報通信事業が国民の理解と納得の上に立つて社会的責任を全うし、国際経済の要請に即応し得るよう、そういう趣旨を強く私どもは求めたところであります。

このような不正事件について、それぞれいま司

直によつて法的な裁きが行なわれている問題でありますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ような問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

○政府委員(守住有信君) 先生の御指摘のよう

に、まずKDD事件が成田税關から起つりました

う制度でございましたけれども、その中で二人の

職員が外国における旅行問題、その接待といふこ

とで訴訟されました、まことに私ども公務あるい

は公共部門の中で起こつてはいけないことが起

つたわけでございまして、当時から省内では省全

体として綱紀点検委員会を設置いたしましたし、ま

KDD側に対します監督指導の面につきましては、役員の入れかえとかあるいは組織的な、当時

社長室等もございましたけれども、それを解体す

るとか、いろいろ現場志向型に向かつての、部外

のいろんな方々も入れてのKDDの内部刷新とい

うことで努めてまいつたわけでござります。

その段階の後で、先生御指摘のように政策局が

できたわけでございまして、私ども実はそのでき

ましたときは、組織のいわゆるKDDに対します監督指導が一つの課で一元的に行なわれておつたと

いう点もございましたので、その分散も図りま

すと同時に、私ども最高責任者——私がございま

すけれども、以下人事の刷新と申しますか幹部は

ほとんど交代、それから職員につきましても、私

は、近畿電通局を中心とした電電公社の不正経理

は、よく思つております。謹んでおわび申し上げる

という問題がありました。二年前に電気通信政策

局を設置する郵政省の設置法の改正を行つた際

に、先ほど申し上げました、あるいはまた郵政省

当局も確認をされたように、情報通信事業が国民

の理解と納得の上に立つて社会的責任を全うし、

国際経済の要請に即応し得るよう、そういう趣旨

を強く私どもは求めたところであります。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

めにどのような措置をとられてきたか、まず基本

的な見解を伺いたい。

その後、今度は電電公社の方で近畿の不正経理

事件というもので、会計検査院等からの御指摘あ

りますけれども、ちょうど電気通信政策局が設置を

された前後の問題なんですが、電気通信政策局が

できてから二年を経過しているわけですが、この

ように問題が発生したことについて、郵政当局と

して一体どのように反省をし、また不正防止のた

今回のこの私どもの事件に関しましては、すべて私ども電電公社の責任であるとの自覚に立ちまして、この種問題を二度と起らさないようにその対策に全力を挙げておるところでございます。事件が起きました直後に、副総裁を委員長といたしましてデータ通信に関する事故防止対策委員会を設置いたしまして、四つの観点からこの問題の対策を考えている次第でございます。

まず第一科会は、情報の主権者は国民であるとの立場に立ちまして、通信の秘密の厳守の徹底策をもう一度やり直そうということでおざいます。それから第二点の問題は、情報保護の立場から管理面及び設備面の現状と問題点を解明いたしまして改善策を策定するということでございます。それから第三の問題点といいますか対策をいたしましたては、内外のコンピューターの悪用事例を解析いたしまして、システムの改善並びにユーザへの提言をすべきことについて検討してまいります。

それから四番目といいたしまして、情報化社会の成熟に伴いまして職員は高度な幅広い技術をだんだん身につけてくるわけでございますので、この技術力を国民の資産を守るという立場からの提言に生かしていくよう方策につきまして検討してござりますが、こういった観点から五回に及ぶ委員会を開きまして、すでに実施できるものにつきましては対策を打ち始めているというところでございます。

○野田哲君 次の問題に入りたいと思いますが、

データ通信の開放問題をめぐって郵政省と通産省

の意見に対立があつて、自民党の政調会長の調停

で妥協が図られて、結局許認可整理法、いづれま

た当委員会で審議をすることになると思うんです

が、この中に一応その妥協案として公衆電気通信

法の改正案が載っているようですが、詳しことはまたその審議の際にお聞きするとして、このデータ通信の回線開放問題についての郵政省

の意見、そして通産省との間でどこに対立があるのか、また妥協の内容は一体どういう形で成立したのか、その経緯について御説明を願いたいと思います。

○政府委員(守住有信君) データ通信に関しますいわゆる規制の緩和とかあるいは自由化とかいろいろ言われておるわけでございますが、そういう措置につきましては、郵政省は、今後のデータ通信の健全な発展という角度から、一つは、いわゆる民間の高度通信サービス申しますか通信業、ネットワーク業でございますけれども、そういう高密度通信サービス分野への参入につきまして、やはりその業として、他人の通信を媒介するという業に相なつてまいりますので、通信の秘密の確保の体制整備という観点、あるいはまた顧客が多数つかれるわけでございますので、そのお客様の信頼性の確保という観点、あるいはまた電電公社が

独占として行いますところの電話等の基本的なサービスとの切り分けとか行政的な調整の観点、そういう所要の規律のもとに、いわゆるそれが一番大きな前提条件のもとにそういう自由化を

図るべきである、こういう考え方にしております。

○政府委員(澤田茂生君) 今度の電気通信審議会

の設置に当たりまして、委員の数につきましては

政令で決めるということにしておるわけですが、私どもいたしましても、他にござります私どもの

調査会長等の御苦労を煩わしたわけでございますけ

れども、その部門についてはまず当面、法律案の

形で実施を図る、一括法の中で実施を図る、こう

いうことに相なつたわけでございます。

○野田哲君 なおまた、もう一つの側面で、今回の公衆法一部改正によりますデータ処理のための自由化にしまして、中小企業者で業務上緊密な関係にあるものを対象としまして、他人の通信の媒介を認めることに相なつたわけでございます。

○野田哲君 おいて、これらの調整として一定の条件のもとに

他人の通信の媒介を認めるよう措置することとす

るようという強い要請がございまして、両省間に

おいて、これららの調整をして一定の条件のもとに

五人以内で組織する」と、なぜこうなっているわけですか。これは三十八人になぜ改めないんですか。これまた、何か機会があれば四十五人に復活したいというふうなお考えもあるんですね。

○政府委員(澤田茂生君) 私どもも、審議会のあり方等につきまして過去いろいろ閣議決定等の御指摘があつたわけでございまして、その線に沿つて運営をしてまいつたところがございます。なお、今回郵政審議会につきまして改組をすることになつておりますので、当然、その点につきましても、電気通信審議会の設置に関連いたしまして改組をすることになりました。

○野田哲君 行政管理庁に伺いますが、この閣議決定で、審議会の二十人を超えるものについては

二十人を超える部分について三割削減しろ、こういう決定が行われているわけですが、これは実際運用していればいいということです、省令等で定めている定数の削減にまでは至らなくともそれはそれでいいと、こういうことなんですね。

○説明員(吉井正武君) その点につきましては、

閣議決定後、補充の凍結ということでもつて実際にはこういう三割削減をやつていただいているわ

けでございますが、先ほどちょっとお話をありますように、法律で定めているものもあり政令で定めているものもあり、その定数だけのためにわざわざ改正していただきたいことまでは至ら

ず、実際問題としてそういうふうになつていればいいという考え方でやつてきている次第でござい

ます。

○野田哲君 行政管理庁に伺いますが、昭和五

五年の十二月二十九日に「今後における行政改革の推進について」という閣議決定が行われておりますが、この中で、「審議会等の制度改善及び整理合理化」、こういう決定が行われているわけでありますが、この内容をちょっと御説明をいただきたいと思います。

○説明員(吉井正武君) その「審議会等の制度改

善及び整理合理化」といたしましては、「審議会

等について、行政の簡素化、行政責任の明確化

及びその効率的な活用等に資するため、機動的、彈

力的な組織編成の在り方、設置改廃及び運営等に

関する一般的基準の在り方、民意の反映等その機

能の十全な發揮のための諸方策等制度の基本的な

在り方を検討する」ということで、「審議会等の

廃止統合、委員構成の改善等その整理合理化を図

ることとし、昭和五十六年内を日程に案を得る

ものとする」という閣議決定をいただいており

ます。

○野田哲君 これは昭和五十六年度ではなくて、

五十六年内ですね。つまり、昨年の十二月までに

案を得るんだと、こういうことですね。

○説明員(吉井正武君) 閣議決定自体としてはそ

のとおりでございます。しかし、その後実は臨時

行政調査会で國の制度につきましてはいろいろ検

討が始まつたことなどの事情もありまして、単に

審議会だけの問題として改善方策を考えていくの

は必ずしも適当ではないという考え方もあり、い

わば行政運営ないしは行政組織の基本的なあり方

の一環として検討する必要があるということですこ

ざいまして、政府としても引き続きこの問題は検

討していくかなければならぬという考え方で、実

際には昭和五十六年の十一月二十八日の閣議了解をも

ちまして、「審議会等の制度改善等についてこ

ぎ引き続き検討を進める」というふうになつてい

る次第でございます。

○野田哲君 五十六年内を日程に案を得るとい

うことと一通り決めておいて、まだその期限が来る

と、引き続き検討を行うものとするということです

は、前の決定は一体何であつたのかという疑問を

持たざるを得ないんです。

○野田哲君 行政管理庁に伺いますが、郵政省にもいろ

いろ審議会等がたくさんあると思うんですが、一

体郵政省にはどういう審議会等があるんですね、か

ちよつと御説明いただきたいと思います。

○政府委員(澤田茂生君) まず、ただいま御審議

をいただいておりますものと深い関連がございます。

す郵政審議会がございます。この郵政審議会は、

郵政省が行つております三つの事業——郵便事

業、郵便貯金事業また保険事業、この三事業に関

する重要な事項の調査審議、同時に電波及び放送の

規律に関するものを除きました電気通信行政につ

いての重要な事項を調査御審議をいただいている機

関でございます。

そのほか、簡易生命保険郵便年金審査会がござ

ります。これは保険契約者あるいは保険金受取

人あるいは年金の契約者、受取人等が、簡易生命保

険あるいは郵便年金の契約上の権利義務に関する

事項につきまして国との間に紛争が生じた場合の

紛争を処理する機関として、公平な審議並びに裁

決をいただくことを目的にした審査機関でございます。

そのほかに電波監理審議会がございますが、こ

れは電波と放送の規律に関する事務の公平かつ能

率的な運営を図るために重要な事項についての調査

御審議をいただく機関でございますと同時に、電

波法に基づきます郵政大臣の处分等につきまして

不服の申し立てがあつた場合、その審査と議決を

するという准司法的な機能をもあわせて持つてい

る審議会でございます。

それから電波技術審議会といふのがございま

す。これは郵政大臣の諮問に応じまして、電波の

技術に関する事項について調査審議をお願いをし

ているところでございます。

それから有線放送審議会でございますが、これ

は有線放送に関する事項を調査審議するといふこ

とを内容にいたしまして、今回電気通信審議会の

設置に關連いたしましてこれを廃止するという予

定にしているものでございます。

以上が郵政省所管の機関としての審議会等でござ

います。

○野田哲君 先ほどの昭和五十五年十二月二十九

日の閣議決定の第四項の「審議会等の制度改善及

び整理合理化」、この決定を受けて、郵政省の所

管をしている業務についていろいろな説明があ

りますが、この内の内容をちょっと御説明をいただき

たいと思います。

○説明員(吉井正武君) その「審議会等の制度改

善及び整理合理化」といたしましては、「審議会

等について、行政の簡素化、行政責任の明確化

及びその効率的な活用等に資するため、機動的、彈

力的な組織編成の在り方、設置改廃及び運営等に

関する一般的基準の在り方、民意の反映等その機

能の十全な發揮のための諸方策等制度の基本的な

在り方を検討する」ということで、「審議会等の

廃止統合、委員構成の改善等その整理合理化を図

ることとし、昭和五十六年内を日程に案を得る

ものとする」という閣議決定をいただいており

ます。

○野田哲君 私どもも、審議会のあり方等につい

ては、いろいろ御指摘がありましたが、特に尋ねの審

議会等のあり方ににつきましては、ただいま御説明

を申し上げましたように、郵政省の所掌事務、こ

れが郵便、貯金、保険という事業部門、しかもそ

れぞれが全く性格の違うといいますか違う分野の

事業を行つてゐる、あるいは電波行政あるいは電

気通信行政というふうに非常に多岐にわたつてい

るということからいたしまして、それぞれの分野の

審議会等のあり方につきましては、運営の運営

の運営の運営の運営の運営の運営の運営の運営の運

度の改正によりますと郵政審議会が二十五人、電気通信審議会が二十人、合計四十五人。そこで七人減員ということに委員数はなつてゐるんですけども、しかし郵政審議会の方は、先ほどお答えがありましたように実際は三十八人でやつてゐる。これに有線放送審議会の委員七人を加えると兩方で実質四十五人になる。この四十五人を改組されると郵政審議会の方が二十五人、電気通信審議会の委員二十人、こういうふうに割り当てた形になつてゐるわけですね。

結局、これは審議会としても改組だけで、数が減つてゐるわけではない。委員数も実質郵政審議会の方は四十五人を三十八人でやつていたと、こういうことだけでも、今度またこの法改正によりますと二十五人と二十人といふことで四十五人、こういうことになりますと、この閣議決定に基づく二十人を超す部分については三割減せといふこの趣旨からいってもこれに合致してない、こういうことになつてゐるんじやないかと思うんです。改組される郵政審議会の委員が二十五人となつてゐる。五十二年の閣議決定で言うところの二十人を超える部分については三割減せといふことであれば、この五人の部分についての三割減、こういう形で改組されなければ、つまり二十五人ではなくて二十三人ないし二十四人、こういうことではなく三割減をとるといふことであれば、この委員数については、委員数の問題等もござりますが、やはりいま、この審議会も含めまして、政府の組織のあり方について臨時行政調査会で抜本的に検討もいただいているところでございまして、わかれとしてはそういうものと並行して考えていく必要があるということとで、実は五十五年の閣議決定以来は内部的な検討を鋭意進めていた段階にあるわけでございます。

○野田哲君 これは昭和五十六年の八月なんですか、算輪郵政大臣の就任される以前の問題なんですが、確かに「審議会等の廃止統合、委員構成の改善等その整理合理化を図る」と、こういうふうな閣議決定をしておりますが、そういう方向で検討はしておりますが、実際問題としていろいろ過去のそれなりのいきさつを持つて、あるいは実績を持つてやつておられる審議会について、直ちにこういったことをたしかでございます。

なお、この審議会につきましては、委員数の問題等もござりますが、やはりいま、この審議会も含めまして、政府の組織のあり方について臨時行政調査会で抜本的に検討もいただいているところです。そこで、五十五年に電気通信政策課題となつてゐることにかんがみ、もつばら電気通信行政に関する事項を調査審議する電気通信審議会を設置しようとするもの」と、こういうふうになつてゐます。そこで、五十五年に電気通信政策局設置の際の内閣委員会の附帯決議、これは一体どういうふうに今回反映をされているのか、まことに並行して考えていく必要があるということとでございまして、わかれとしてはそういうものと並行して考えていく必要があるということとでございまして、実は五十五年の閣議決定以来は内部的な検討を鋭意進めていた段階にあるわけでございます。

○野田哲君 これは大臣、よく考えていただきたいと思うんですよ。昭和五十二年の十二月二十三日に閣議決定を行つて、「行政改革の推進について」、こういうことで、その中で審議会の委員等については三十人を超える部分については三割を減員しなさいと、こういう決定が行われてゐるわけです。さらに、昭和五十五年十二月二十九日には「今後における行政改革の推進について」、この附帯決議についてでございますが、先ほどもちょっと引用させていただきました「情報通信事業の運営について、国民各層の意見が反映する体制のあり方を検討するため、適正な構成による機関を速やかに設けるべきである。」という附帯決議をいただいているわけであります。電気通信分野における国民の行政需要の増大また多様化ということを考えまして、電気通信行政の今後のあり方ということを考えた場合に、この附帯決議の御趣旨といふものも踏まえながら、今後速やかに国民の各層の意見が広く反映される体制、あり方とい

うことになると。確かにそのときの閣議決定からいえば五人について問題があつたと思いますが、それは一応その段階での縮減というものでわれわれとしましては措置させていただいて、今後の問題としてこの委員数についてわれわれは大体二十人ぐらいが適当だという基準を持っているわけですが、これがまたようやく割り当てた形になつてゐるわけですね。

それで、他方その後の五十五年の閣議決定でも、そのそれなりのいきさつを持つて、あるいは実績を持つてやつておられる審議会について、直ちにこういったことをたしかでございます。そこで、この段階でさらにどうこうするというところまでは考えておりません。そこで、他方その後の五十五年の閣議決定でも、そのそれなりのいきさつを持つて、あるいは実績を持つてやつておられる審議会について、直ちにこういったことをたしかでございます。そこで、この段階でさらにどうこうするというところまでは考えておりません。

そこでさらに、もう一つ問題点として考えたいのは、今回の提案理由によりますと、「長期的かつ総合的な視点に立つて、広く国民の英知を反映しつつ行政を推進するため、電気通信政策に関する調査審議機関の充実強化を図ることが緊要の課題となつてゐることにかんがみ、もつばら電気通信行政に関する事項を調査審議する電気通信審議会を設置しようとするもの」と、こういうふうになつてゐます。そこで、五十五年に電気通信政策局設置の際の内閣委員会の附帯決議、これは一体どういうふうに今回反映をされているのか、まずこの点から伺いたいと思います。

○政府委員(澤田茂生君) ただいま御指摘がございました当委員会における前回の設置法改正の際の附帯決議についてでございますが、先ほどもちらりと引用させていただきました「情報通信事業の運営について、国民各層の意見が反映する体制のあり方を検討するため、適正な構成による機関を速やかに設けるべきである。」という附帯決議をいただいているわけであります。電気通信分野における国民の行政需要の増大また多様化ということを考えまして、電気通信行政の今後のあり方について、この附帯決議の御趣旨といふことで議論をしていただいたということでおざいます。

○野田哲君 これちよと資料を見ると、電気通信政策懇談会といふのがますあつて、そして今度はその中に専門委員会といふんですか、これがあります。そして第一部会から第六部会まである。こういう形のかなり大きな規模の政策懇談会の構成になつてゐるんですが、ちょっと構成を説明していただきたいと思います。

○政府委員(守住有信君) 先ほど御答弁申し上げ

たところでございますが、政策局がおかげさまで初めてできまして、私どもにいろいろな視点からの御意見、御注意を賜ろうと、こんな気持ちで始めたわけでございますが、その構成といたしましては、特に電気通信が非常に技術的特性と申しますが、そういうものを持つておりますので、この懇談会の方ではなるべく各界の有識者の方々、産業界あるいはユーザーの方、あるいは学者の方々

——学者もいわゆる法律制度等の文科系の方々あるいは技術系の方々、それからまたメーカーの方々とか、いろいろ電気通信に通曉した方々、あるいはまたそういう産業界の労働組合の方々も入つてもらつたわけでございます。
それから、より専門性ということで、その下に専門委員会というものを設けまして、冒頭申し上げましたようないろいろな技術的な特性がございまして、そういう専門性ということで、その下に専門委員会といふものを設けまして、冒頭申し上げましたように専門的な問題がございまして、それから懇談会の方からも専門的な問題については、フィードバックができるようなどといふことで、一応かつこうは部会とかいうふうな名前はつけておりますけれども、もつとフリーな形でやつていただいたものがこういう構成でござります。

○野田哲君 この構成を、私はだれが入っているかということを中心に問題にしようとは思わないんで、私の友人も何人かいるわけですね。この提言がこれ局長、五十五年の十月に設置をして五十六年の八月二十四日に提言がされているんですが、現在はこれはどうなつていてるんですね。この提言が行われて終わっているんですけど、まだ存続しているんですか。

○政府委員(守住有信君) 当然十月で全部終わつて解散をいたしておりまして、こういう点につきましてはやはり電気通信部会の方——郵政審議会の方でござりますが、そういう方々の部会の方とも御理解、御了承のもとにこれをやつておるわけでございますので、電気通信部会の方にはその内容等々について御報告を申し上げておる、こうい

う状況でござります。

○野田哲君 私的諮問機関という性格でこういう種類のものが構成をされて提言が行われているんですけど、約一年これは続いたわけですね。大体この一年間——五十五年の十月から五十六年の十月まで経費はどのくらいかかったですか、これ。そしてその経費はどこから出したんですか。

○政府委員(守住有信君) 予算的には、私どもの予算の中で電気通信政策の長期展望——これからは非常に電気通信の高度多様化の時代であるので、長期展望を踏まえた総合性のある施策が必要だといたことで、電気通信政策の長期展望という形で予算が成立いたしております。その中で、これは委員の謝金だけございませんけれども、ちょっとまだ正確でございませんが、いま確かめさせたところ約三百万ぐらいであったと、こういうことでござります。

○野田哲君 行政管理庁に伺いますが、この種の私的懇談会といふんですか、各大臣のところで設けられる私的懇談会、これはいろいろあるんですけど、これについてははじめをつけるような方針が政府で決定されていると思うんですが、どうですか。

○説明員(吉井正武君) そのとおりでございまして、いわゆる懇談会といふものが、実際問題として各大臣それとの行政運営に当つていろいろの御意見を聞くということはあるということです。

○野田哲君 この構成を、私はだれが入っているかということを中心に問題にしようとは思わないんで、私の友人も何人かいるわけですね。この提言がこれ局長、五十五年の十月に設置をして五十六年の八月二十四日に提言がされているんですが、現在はこれはどうなつていてるんですね。この提言が行われて終わっているんですけど、まだ存続しているんですか。

○政府委員(守住有信君) 当然十月で全部終わつて解散をいたしておりまして、こういう点につきましてはやはり電気通信部会の方——郵政審議会の方でござりますが、そういう方々の部会の方とも御理解、御了承のもとにこれをやつておるわけでございますので、電気通信部会の方にはその内容等々について御報告を申し上げておる、こうい

か通達が見解を出されていますね。

○説明員(吉井正武君) これは一つの見解でございまして、三十八年に行政管理局として同様の趣旨の「審議会と懇談会との差異について」ということで、その違い、そしてその辺の留意をするべきだということを見解を出したことがございま

す。○野田哲君 郵政省の局長ね、この電気通信政策懇談会、これが八〇年代の電気通信政策のあり方について提言されているわけですが、五十五年の十月ですか、発足をしたのが。それから一年かけてやられたわけですが、大体この一年の間にどのくらいの回数、会議をやらされましたか。この懇談会それから専門委員会の会合、延べにして何回ぐらいい会合をやられたですか。

○政府委員(守住有信君) ちょっと記憶によるわけですが、懇談会としては十ヶ月の間に六回ぐらいではなかつたかと思います。——最後の御意見の提示というので七回でござります。訂正させていただきます。それから専門委員会といふのは、大体月二回か一回というような感じでやりまして、十三回開催がされております。

○野田哲君 郵政審議会の中の電気通信部会ですか、これはこの間に何回ぐらいやられましたか。○政府委員(守住有信君) この間ということではあれでござりますが、五十五年度で八回、五十六年度で六回でござります。

○野田哲君 私が非常に不可解に思うのは、これは大臣、法律で設けてある郵政審議会といふのがあるんですよ。そして、その中に電気通信部会といふのがあるわけですよ。それからもう一つは、有線放送の審議会があるわけですね。そういうふうに法律で定めてある審議会が現にある。それと別に、大臣の私的諮問機関として電気通信政策懇談会、これを設置をして、そして電気通信政策についての審議の回数は私的諮問機関の方でやつた回数の方が多いわけです。そして提言について

法律で定めた審議会があるのに別のこいついうもの

を設けて、そして法律で設けてある方は最近何も提言らしい提言もされてないで私的諮問機関の方からこういう提言がされる。一体これは正常な運営なんでしょうか、どうなんでしょうか。

○政府委員(守住有信君) この点につきましては、冒頭申し上げましたように、郵政審議会の電気通信部会では、いろいろな国際、国内の基本的な利用者とのかかわり合いがある基本料金の問題、あるいはコンピューターの高度化計画等の問題、その他そのときどきの重要な問題がいろいろ出てまいっておりますので、そういう方面についての御審議、御意見を承るということで他方やつておつたわけですが、新しく局ができまして、電気通信というのは非常に広範囲な専門性と申しますかそういうものも持つておりますし、片や当時、やはりデータ通信の自由化という問題がいろいろな方面、産業界その他からも起つておつたわけでござります。

したがいまして、私どもとしましては、一方の当事者である電気公社やKDDの経営当事者ももちろんでござります、それに関連する労働組合の諸君も入つていただきたい、このよう形で電気通信審議会に持つていただきたい、このような気持ちもありますけれども、一つの幅広い場を設定しておられますけれども、そこである程度のコンセンサスを得て政策を立て、法律という形で電気通信審議会に持つていただきたい、このよう中で、緊急提言の中にもあらわれておりますけれども、いろいろな一人一人の方々からの御意見も承りながら、政策あるいは法律化というものを電気通信部会の方と結びつけてやっていきたい、このように考えた次第でございまして、基本的な政策なり法律の枠組みという問題につきましては、当然に郵政審議会にお詫びをいたしまして、その御意見を承って行政に反映をさせておるところでござります。

○野田哲君 どうしてもあなたが電気通信政策について必要だと思うのであれば、八〇年代の電気

通信政策について民間各有識者の意見を聞く必要があるとすれば、これは現にある郵政審議会、そしてその専門的な電気通信部会というのがあるのだから、そこでやればいいわけでしょう。それが、そこでは十分できないのであれば、郵政審議会電気通信部会の中で必要な改組を行うなり専門委員をそこで委嘱するなり、そういう公的な場でやるべきじゃないんでしょうか。現にそういう機関が設置されているにもかかわらず、全然別の構成をつくってそこでやる。そういう二重構造をわざわざつくらなければならないところに私はどうも不可解な面を感じるわけです。

そこで昭和三十八年、先ほど行政管理庁の方から説明がありました「審議会」と懇談会との差異について、「こういう文書を見ると、『国家行政組織法第八条にいう審議会』といわゆる懇談会との差異は、審議会にあつては、合議機関そのものの意思が公の権威をもつて表示されますのに反して、いわゆる懇談会にあつては、合議機関としての意思が表明されることなく、出席者の意見が表明されるにとどまるところにあります。したがいまして、懇談会は、出席者の意見の表明又は意見の交換の場であるにすぎないのであります。合議機関にあつては、個々の構成員の意思とは別個の合議機関そのものの意思が表明されるのでありますから、定足数及び表決の方法に関する議事手続が定められることが必要であります。しかし、いわゆる私的懇談会等については、個々の意見を表明すればいいんだと、こういうことになつてゐるわけでありますから、そうであるとするならば、こういうふうな結論めいたといいますか方をつけをきちつとした電気通信政策のあり方というような提言ができるはずはないと思うんです、本当にここに行政管理庁が示したような懇談会の性格であれば。

○政府委員(守住有信君) この懇談会におきましては、なるべくいろんな各界の方のコンセンサス、特にデータ通信自由化問題につきましてはそれを得たいと思いまして、産業界からの方あるいはまた稻葉秀三産業研究所の理事長あるいは電電公社の総裁も自由な意見交換会ということで御出席いただいた次第でございまして、それぞれの自由な御意見と、こういうことですございました。したがいまして、これにつきましては、一応のたき台というふうな感じでそれぞれの先生がそれのお立場から自由な意見をおっしゃつておられたところがございますが、将来の明確な、ぱちつとはなつておりますけれども、方向としてはこんなことを踏まえていつた方がいいんじゃないか、こういうふうなものでございます。

○野田哲君 そうすると、これだけの専門委員それから懇談会のメンバーで意見の不一致は全くなかつたと、こういうふうにおっしゃるわけですか、どうなんですか。

○政府委員(守住有信君) 必ずしもそういう議事手続等はもちろん定めておるような性格のものでございませんし、たまたま「提言」というふうな言葉を使つておりますけれども、合議体としての結論と申しますか先生御指摘のような全員が意見一致というふうなものでもないと、いろんな意見も出ておつた次第でござります。特に、私どもはその資料の方で、ここには出でおりませんけれども、資料の方でいろいろな今後の高度な電気通信の分野というもののが理解・御認識をいただこうと、こういうことであつた次第でございます。

○野田哲君 この行政管理庁で示している行政組織法に基づいた審議会と私の懇談会との違いといふのは、審議会の場合には表决などをして一致した結論あるいは表决での結論というものを出すべきではないが、私の懇談会は個々の意見を述べ合えばいいんだということなんだから、いろんな意見があれば、これはいろんな意見が私は示さ

「第一回」 「第一章」 「第二回」 からずっとあって、すべてできちつとまとめた提言になつてゐるわけです。こういうものが私の懇談会で私は生まれるのはではないと思うんですよ。そうじやないでしょうか。

○政府委員(守住有信君) 六回やりまして、その中でいろいろ起草委員を出して一応のまとめをなしますが、意見の一一致ではないにしても大体の御理解が得られるものを表現化しよう、こういうことで起草委員の方々の御苦労でそういうものを一応まとめられた、こういうふうに私どもは受けとめておる次第でござります。

○野田哲君 いまのやりとりを見て、行政管理庁、あなたの方では、この三十六年に示した行政管理庁としての見解、三十八年の見解、これに照らしてこの電気通信政策懇談会の運営なりこういうものはそういう形で運営されているというふうに認識をされますか、いかがですか。全然あなたの方は黙殺されておるじゃないか。

○説明員(吉井正武君) 行政管理庁としましては、そういうものを持つるときには留意してくださいということを言つておるわけでございまして、その運営の細部にわたつてまで目を通していくわけではございません。しかし、審議会といわゆる私的懇談会とは全く違う性格のものでございまますので、そういう誤解が生じないよう運営はしていただきながらいいかねということは考えておるところではございまます。それで、電政懇は確かに「提言」というような言葉を使つておるようですが、さいますけれども、私どもとしては、この提言なるものは、あくまで合議体としての結論といふのではなくて、参考者の意見の一応の整理をしたものというふうな理解をしているわけでございます。

○野田哲君 これはもうあなた、そんなことになつたら、中曾根長官をここへ改めて出席を求めて私はやらなきゃ、これあなたのようなことを言つ

ていたんでは行政管理庁としてこれから先何の意味もなさないと思いますよ。この懇談会の提言を見ると「八〇年代の電気通信政策」、ここから始まって「主要課題に対する政策のあり方」「緊急課題」、現在の電気通信政策の基本事項をすべてこれ網羅をしておりますよ。そして、たとえばデータ通信一つをとっても、郵政省はこの懇談会の意見を基礎に行政に反映させようとしているわけでしょう。私的懇談会がこういう提言を行い、こういう形で運営をされているとすれば、行政組織法に基づく審議会と私的懇談会とのけじめは一体どこでつけるのですか。この点明確にしなければ、私は行政改革の基本がもう全くあいまいになってしまふんじやないかと思うんです。いかがでしょうか。

○政府委員(守住有信君) この私的懇談会を設けますに当たりましては、郵政審議会の電気通信部会の先生方も御相談申上げますし、実は電気通信部会長も私の懇談会の座長代理も実は兼ねていただいたわけでございますが、同時にデータ通信等各界の意見が対立する分野の問題でございまして、フリーハンズ意見を出していただきまして、ある程度私どもが行政的にこれを政策としてとらえた後は電気通信部会の方に全部御相談を申し上げて、あるいはまた法律案要綱という形で御審議をいただいておると、こちらの方は電気通信部会の方でその後につきましてはやつておる。それ以前の、いわば各界の意見、利害が非常に対立する分野の問題でございましたので、なるべく各界のいろいろ立場の違つた方の御意見をフリーに出していくべきながら、共通の分野というか共通の認識といふものをその中で深めていただこうというのが実は気持ちであったわけでございます。

○野田哲君 だから、意見が対立する分野というのは当然あるわけですから、そういうのを反映させるのが、いまの問題で言えば、郵政審議会の中の電気通信政策について言えば電気通信部会であり、そしていま提案をされている審議会でなければならないと思うんです。公的に設置される審議

企業活動あるいは行政活動もちろんのこと、国民生活の末端まで非常に大きな影響を与えていくのではないか。

したがいまして単に電話時代から——電話はすでに成熟の時代に入りつつござりますけれども、さらに高度な多彩な時代ということで、そこにおきますところの公衆電気通信事業の持つ性格なり役割りますます高い公共性も持つてまいりますし、その社会全体に与えるインパクトと申しますか、影響も非常に大きいというふうにとらえておる次第でございまして、今回のこの電気通信審議会をお願いいたしておりますことも、実はこのようないな今後の日本の社会、国家あるいは国民生活へのいろいろな影響という問題を多面的にかつ専門的にいろいろな角度から御審議をいただきまして、私どもの今後の電気通信行政に誤りなきを期すと申しますか、そういうことで各界の方々の英知を集めながら私どもの行政に反映させたいと、このような考え方方に立つておる次第でございます。

○中尾辰義君 それから、次に臨調との関連性についてお伺いしますけれども、現在、御承知のようにわが国は財政再建の期間中でもございまして、臨時行政調査会が行政機構の見直しを行なうなど厳しい状態にあるわけでありますが、こういう時期に有線放送審議会、この既存の審議会を廃止をして電気通信審議会を設ける、こういうことになっているんですが、これは臨調の答申が出るまでも同審議会の設置を見合わせるというような考え方方はそれなかったのですか。なぜ急いでやったのか、この設置の理由をお伺いしたい。

それと同時に、電気通信審議会にどのような役割を期待をしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

増大ということにつきましては、ただいま電気通信政策局長がいろいろ将来展望等を踏まえた中でお話を申し上げたところでござりますが、こういうふうに電気通信の重要性が非常に増大をしておる電気通信行政に関する調査審議機能の充実強化を図るということが喫緊の課題になつてゐるということを踏まえまして、またそういう点の御警察委員会におかれましても、適切な構成による審議機関を速やかに設けるべきであるという附帯決議をいただいているところでござります。

なお、臨調におきまして行財政全般の見直しが行われている点につきましては、私ども十分承知をいたし、それに対応していいるところでござりますが、こういうふうに電気通信行政の需要といふものの変化に対応いたしまして、スクラップ・アンド・ビルトの原則というものを踏まえながら行政機構の整備を図るということを喫緊の課題を措置するためとするべき措置をいたしまして、今回の設置法の改正をお願いを申し上げてゐるわけですが、これは、ひとえに行政の効率性を高めるための措置ということございまして、行政改革の本来の趣旨には反しないのではないかというふうに考えて御提案を申し上げた次第でございます。

日は出席者が十九人、欠席が十八人とこれは半々ですな。十二月十五日、出席者が二十六人、欠席が九人、こういうよくなふうになつてゐるのですが、非常にこれは欠席が多いわけです。五十三年、五十四年も似たような状況にあるわけですが、こうなりますと、この最も重要な審議会がほとんど形骸化している、こういうふうにわれわれとしては思ひざるを得ないのですが、どういところに原因があるのか。それとさらに、この五十六年度の出席状況はどうであつたのか。これは郵政大臣から、現況をどう見ているか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(澤田茂生君) まず、五十六年度における審議会における出席状況について御説明をさせていただきたいと思いますが、五十六年度を見ますと、総体平均をいたしますと六二%程度の出席率になるわけでございますが、五十五年度、先生生ただいま御指摘のとおりのような数字でございまして、そういう状況につきまして、私どもいたしましても、できるだけ大せいの委員の先生にお集まりをいただきまして十分な御審議をいただくということについては、当然いろいろ配意をしなければならなかつたわけでございます。会議の招集の時間的なゆとりというものがあるのは少なかつたようなこともございましてか、そういうような出席状況というのも出たかと反省をいたしているところでござります。

今後装いを新たにいたします郵政審議会、あるいは新しくつづいていただけることにならうと思ひます電気通信審議会の運用につきましては、十分分配慮をしてまいりたいと考えてゐるところでございます。

○中尾辰義君 だから、五十六年度の出席者と欠席者、それを数字で説明してくださいよ。

○政府委員(澤田茂生君) 五十六年六月二十四日でござりますが、委員数が三十三人、出席者二十一名でござります。七月十七日、委員数……

○中尾辰義君 出席者が幾らと欠席が何名と、こ

○政府委員(澤田茂生君) わかりました。

五十六年の六月二十四日、出席者が二十一名で欠席者が十一名でございます。七月十七日は出席者が十八名で欠席者が十五名でございます。十二月十八日でございますが、出席者が二十一名、欠席者十三名。十二月二十四日でございますが、出席者二十三名、欠席者十一名でございました。

○中尾辰義君 ですから、過半数とおつしやつたけれども、そういうような状況では、要するに審議会の事務局が案をつくって、審議会の委員がた月十八日でございますが、出席者が二十一名、欠席者十三名。十二月二十四日でございますが、出席者二十三名、欠席者十一名でございました。

○中尾辰義君 ですから大臣、いまお聞きのように、ほとんど半分に近い人が出でてこない、こういう状況をどうお考えになるのか。もう審議会に魅がいるのか、運営がまずいのか、何か熱意がないんですよ。これじゃ余りつくった意味がないと思ふんですけれども、大臣の御感想を聞かしてください。

○國務大臣(箕輪豊君) ただいまの先生の出欠のデータ並びにいま郵政省の方からお答えした五十六年度の出席者、欠席者を見ますといふと、いずれも過半数は出席しているだろうと、全部聞いていますと過半数は出でておる。

どうしてこういうことになるのかということを私なりにちょっとと考えてみると、広く有識者の意見を聞きたい——有識の人といふのは、大抵ルンペソしている人はいないんですね、お仕事を皆持っているわけですよ。あるいはまた、有識者の中には兼職をしている人もいるかも知れない、各種審議会の。そういうことで、非常に忙しい方が大変多いんですね。そんなことで欠席者の数が、先生御指摘のとおり、多いのかもしれません。こういう学者先生とかあるいは会社の経営者であるとか、たとえばいまの電政懇の場合には、座長が関西電力の芦原さん、東京だけじゃございませんし、広く地方からも集まつていただいている関係もあって、お仕事を持つているというところで欠席者の数が多い、御指摘のとおりであります。また、なるべく先生方の体のあいでいるようないいながら、大臣の御見解をお伺いします。

○國務大臣(箕輪豊君) 会員のことについては郵政省としてはタッチできないわけであります。ところどころでございます。

○中尾辰義君 ですから、過半数とおつしやつたけれども、そういうような状況では、要するに審議会の事務局が案をつくって、審議会の委員がた月十八日でございますが、堂々とやはり意見を具申してもらつて、意見を入れながらまとめたものをつくるわけであります。

そこで、いまあなたは非常に審議会のメンバーも忙しいとかいろいろな兼職もあると、そういうお話をありましたが、そこで審議会の兼職のこと

でちょっとお伺いしますが、郵政審議会の会長は土光敏夫さんになつておるんですね。この人は有名な人で第二次臨調の会長でもあるわけです。この上光氏は、臨時行政調査会の職務に専念するためこれまでついておつた役職をすべて辞任する

と、こういうふうに報道されたわけですが、土光氏の主な役職は三十二もある。これは新聞にも出ておりますね。三十二もあるんですよ。それで審議会関係だけでも、郵政審議会会长のほかに航空審議会会长、運輸政策審議会特別委員、こういうふうに兼職をしておるわけですね。また、会長代理

ふうに兼職をしておるわけですね。ただし、会長代理を務める秋山龍日本空港ビルディング株式会社の相談役、この人は資金運用審議会会长、運輸政策審議会会长代理を兼職しておる。さらに吉國一郎、この人は法制局の長官をやつた人ですが、地域振興整備公団総裁、さらに関税不服審査会会長、運輸政策審議会委員、こういうのを兼職しておるわけですが、この兼職についてもこれは三十八年の九月に、最高四つまで、こういうふうに閣議の口頭了解があつたと聞いておるわけですが、しかし審議会の機能を十分高め調査審議するためには兼職という問題をもうちょっとと考えられ

ます。そこで、長職ぐらいは兼任を禁止するというようなことはないのか、もう少し少なくできないのか。土光さんみたいに三十二も持つていたんじやどうしようもないです、欠席も多いわけですがね。せめて会

いうことは、委員を委嘱いたしますと、委員間の互選で会長が決まるようになつておりますため互選で土光さんが会長になる。それはちよつとやりづらいのであります。

○政府委員(澤田茂生君) 郵政審議会はまさに広く国民の意見を反映させるということでございまして、そういう見地から委員の先生方には委員を

お願いを申し上げておるところでございますが、確かに委員の方の兼職数が余り多過ぎるということは、これは好ましくないことは御指摘のとおりだと思います。

委員につきましては、いま申し上げたように、各分野から有識者を求めるということでございまして、ある程度は政府委員その他の政府関係あるいは他の審議会委員の兼職もやむを得ないのかと、どうふうにも考えておるところでございますが、審議会の開催に支障のないよう先生方にも十分お願いを申し上げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、会長についての兼職につきましては、定められた制限の中におきましても十分お考えをいたさりますよう審議会の先生方にもお願いをしておるところでございます。

○中尾辰義君 余り時間がないので、その点はよくひとつ検討してみてください。

それから、先ほども電気通信政策懇談会、これは諮問機関であるけれども、私的諮問機関であると、こうしたことで野田議員から問題になつたんですが、この問題はもう毎年設置法が出たびに正したいという法案が出てまいりまして衆議院を通過した、これは第二十四国会です。二十四国会で衆議院を通過いたしまして、参議院の当内閣委員会に來たわけです。当内閣委員会におきましては、いわゆるただし書き、審議会を自由につくれる、大臣の権限でつくれるというただし書きがついてあつたんです。そのただし書きがついてあつたけれども、当内閣委員会でそのただし書きを削つたわけです。もとへ返したわけです。

そのもとに返したときの当内閣委員会での理由、これを皆さん聞いておいてほしんですけれども、これは第二十六国会です。臨時のな審議会の設置を、一々国会に詰らないで政令で設置する

したけれども、このことにつきましては、私の党は峯山議員が非常に詳しいですから、関連で質問があるうかと思います。

○峯山昭範君 この問題は、基本的な問題としてます大臣にお話ししておきたいと思うんですが、私は説明が不足であれば、いま、事務方から答弁をさせます。

○政府委員(澤田茂生君) 郵政審議会はまさに広く国民の意見を反映させるということでございまして、そういう見地から委員の先生方には委員を上げたいわけですけれども、わが国は法治国家ですから、法に基づいて、法律がある以上はその法律を守つて行政が行われなければならないというのには、これは当然のことであります。大臣もそのことはおわかりだらうと思います。

実は、当内閣委員会におきましては、国家行政組織法を管轄いたしておりますので設置法が当委員会に来るわけでありますけれども、昭和二十六年当時から、国家行政組織法のいまの審議会の八条機関の問題についてはすつと問題になつてきたわけです。それで、その経過の中で、特に昭和三十一年には国家行政組織法の審議会の問題について、いま皆さんがつくつておられるように、政策局長さんが何の気なしにおつしやつておること、そのことが全部国家行政組織法に違反をしておるわけです。違反をしているので、こんなことじやいかぬからというので、国家行政組織法の第八条を改正したいという法案が出てまいりまして衆議院を

ことは、国会の審議権を無視するものである。これらの設置を法律事項から外し、政令に任せると、うな規定を設けると、これが乱用され、審議会の乱設を招き、これが政府の責任回避の隠れみのに使われるおそれがある。行政機構の本来の目的から言つても、実際のあり方から言つても、これは政令に移すべきではなく、すべて法律によつて設けるべきものであるというのが当内閣委員会がこのたゞし書きを削除了した理由であります。まず一
点申し上げたいのはそれが一つ。

それからもう一点申し上げたいのは、先ほどから野田委員の方から指摘がございましたように、行政管理庁がこういうふうな通達を勝手に出したのと違うんです。大臣、勝手に出したのと違う。それは当内閣委員会におきまして、昭和三十六年の三月の二十三日に特にこの問題につきまして当時の池田内閣総理大臣、それから林内閣法制局長官が当委員会に参りまして、国家行政組織法第八条は一つの意思決定機関を前提として決定したものである、したがつて、閣議決定等で設置されている懇談会等は、行政機關としての意思決定をする

ものでなければ第八条には抵触しない。したがつて、国家行政組織法によると、行政機関として意思決定する調査会、審議会、懇談会等は、これではもう法律によらなければならない。ただ、ときどき問題についてお互いに民主的な意見を交換し合ふというところのものであるならば行政機関としては言えないのではないかと、こういうふうなずっと話がありまして、そしてその名称の問題とか、その細かい問題について詳しく法制局長官からも答弁がございました。その答弁を踏まえて、行政管理庁が行政管理局長の名前で昭和三十六年の四月四日十二日にこの通達を出したといいきさつがあるわけです。

したがつて、この問題についてずっと当内閣委員会で議論をしてきたわけですが、まず言えることは、先ほどから政策局長がそういうふうないきさつを御存じでおっしゃっているのかどうかが知りませんが、たとえば、これは自由な意見をもつて

聞いてまとめたものであると、自由な意見を聞くのはいいんです。聞いてほしい、いいわけですね。ところが、聞いてまとめたからいかぬわけ、これ、言うたら、コンセンサスを得るために努力をしているわけです。コンセンサスを得る努力をするということは、それは審議会なり、あるいは公式の第八条機関のやることなんですね。したがつて、そのほかもつと細かく言えば、謝金三百万と言いましたが、これは大臣の私的な諮問機関ですから大臣のポケットマネーから三百万出さにやいかぬわけ、言うたらこれ、そうなつてはいるんですけど、これが先ほど政策局長は、正式にその長期政策展望のために——もうかつこうのいい答弁されましたな。あれがいわゆるこの八条機関の、私の諮問機関に違反するわけです。これは僕が言うたのと違います。これはちゃんと通達の中にもあります。全部そのことはこの通達の昭和三十六年四月二一日、三十八年三月十八日、両方の通達をよく読んでいただければそのことが出ていまさらど、うちの立毛委員が先ほども言いました

よう、いわゆるいたずらに審議会を設置するという問題にもなるわけです。これはどういうことかといいますと、法律に基づく八条機関の郵政審議会といふのがあるわけですから、これは闇議決定で闇議の通達です。昭和四十四年七月十一日と昭和四十二年十月十一日、二回にわたりまして闇議決定をいたしまして通達をいたしております。それは「いたずらに審議会を設置することを避けるものとする」——もちろん前半がちょっとあります、時間が関係で読みませんが、その第二項に、「設置目的の類似する審議会等の滥設を防ぎ、審議事項の重複を避けるため、審議会等の所掌事務をできるだけ広範囲のものとし、必要に応じ、分科会または部会を設けて彈力的、機動的な運営をはかる」。これはどういふことかといいますと、要するに、ここに書いておりますような電気通信政策懇談会のようなものは設置をしないで、郵政審議会の中のいわゆる今回法律に出でております

の電気通信部会というようなところを拡大して、ここで正式に法律に基づいた審議に基づいて提案を行うべきであるという閣議決定であり、通達を提出している中身については、閣議決定に違反し、国家行政組織法第八条に違反し、かつこの行政管理局長の通達を無視し、そして出てきた法案がいわゆる今回の法案である、こういうことになります。大臣、これどう思いますか。実際そうなるんです。

私は、先ほど一番初めに申し上げましたように、郵政省設置法の今回の改正については賛成なんです。賛成ですが、法治国家でしよう。法がある以上はやっぱりその法を守らなければいかぬわけです。そういうふうな法律を無視して出てきた法案というのは、わが内閣委員会としてはこれをどう取り扱えばいいのか。僕は何でこれわざと一一向僚議員も大問題として取り上げられましたけれども、これは現在、郵政大臣だけではなくて、そのほかの大臣もこういうことを平気でやるわけです。私はエネルギーの委員会でも同じ問題をや

りましたし、あるいはこの間の予算委員会、前回の行革の委員会等もうその都度こういう問題が出てくるわけです。したがつて、法律がきちっと改正されていない以上はやはり法律に基づいてきちっと処理をすべきである、こう思うわけです。私もいまいろいろ申し上げましたが、大臣のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(箕輪義君)　いま初めていろんな話を聞きまして、先生の御見識に私は尊敬の念を抱いたわけであります。

正式の郵政審議会があつて、その中に電気通信部会というものがある、それに諮ればいいじゃないかと、なぜ私の諮詢機関をつくったんだと、こういうことでございまが、それをつくつたとき私は郵政大臣でございませんし、どういういきさつでそうつくつたのかわかりませんが、たとえば同じような御質問を野田哲先生もなさつたわけでありますが、段々のお話を聞いておりますといふ

と、こういうことかなあと私は思つたわけあります。が、その中に、たしか十三名構成だと思ひますが、三十八名で郵政審議会をつくつておりますが、三十八名で郵政審議会をつくつておりますが、電気通信部会があるわけであります。電気通信部会をおつくりになつたときには、これほど新しい電気通信分野のニューメディアも出ておりました。せんし、いろいろな、たとえば電話料金をどうするかとか、あるいは電話の積滞をどうするんだとかいうようなことを御審議しておつたのではないだろうか。そうしているうちに、だんだんだんだんだん電気通信の分野が非常に広くなつて宇宙にまで至るようになつた。さて、こういう広範囲なものを持続的に分科会等をつくつてやるには大変である、もつと広い分野で討議をしたい、また御意見を承りたいという必要性からこの懇親会をつくつたのではないかなど、これは私わかりませんよ。私は郵政大臣でなかつたんですからわかりませんけれども、そういうことで少し広範囲の意見を聞こうということで二十四名の電政懇をつくつたということではないかなあと。あるのはそれが法津に違反するかどうか、それ

郵政審議と、もう一つ電気通信審議会と、この二つ
の法律に基づいたものをつくつて今後はすつきり
した形で審議をしていただくと、こういうことで
はないのかなあと。いま初めて聞かれたことでも
ざいますから、何回も言うようですがれども、こ
れ私の本当の私見で、わかりません。わかりませ
んけれども、そう考えるわけでございます。

○峯山昭範君 まず大臣、大臣のお気持ちとして
はよくわかります。そのとおりで私はよからうと
思いますが。しかし、これは大臣、その当時は大
臣でなかつたからなんて、そういうことを言いま
すと、この内閣委員会では通りません。これ。
れは実際そうですよ。厳密に法律論的に言うたら
もうこれは余りあれですけれども、問題が違いま

すからそれは言いません。

しかし大臣、これはもう一つ、当時の林法制局長官の見解は、民間の方々の率直な意見を聞き、互いに話し合って、そしてそれについての意見の行政機関としての意思決定をするということはやむを得ない。また必要な場合もある。これが一つの行政機関としての意思決定をするということはいけない。その意見が行政機関としての意見になると、そのことは厳に慎まなければならない。その名称のいかんにかかわらず、実態が八条の機関に当たるものであればもちろん法律で設けなければならぬ。要するに問題は実態である。何人かの人をある問題についてずっと呼んで、委員各自の個人個人の意見を聞く、これはいまの八条には抵触しない。しかし一つの組織体をつくって、その組織体としての意見をそこで出させるということはこの八条に抵触する。そういう二つの明確な線があるわけあります。閣議決定等で懇談会を置く場合は、その前者に引きつけて考えており、十分けじめをつけて八条に抵触しないよう注意していきますということです。これはもう明確に国家行政組織法の第八条に違反をしておりますね。

当内閣委員会で私はいつも例に出すんすけれども、防衛を考える会というのを前につくったことがあるんです。防衛を考える会といふのをつくりまして、防衛庁長官の私の諸問機関だったわけです。あのときはまずこういう本を出すことすら問題になつたわけです。それで、しようがない、どうしても出さないかなというになつて、あのときは防衛を考える会の一人一人の意見、たとえばAさんという人はこういう意見を述べました、Bさんという人はこういう意見を述べましたといふ答申になつたわけです。それは何でかといふと、その内閣委員会における総理並びに法制局長官の答弁があるからです。

これは、先ほどから政策局長おっしゃつておりますように、自由な意見交換はしたけれども、全体としてやっぱり将来のコンセンサスを得るために一生懸命努力をされたわけです。そのことは私

いいと思うんですよ。それだけれども、そのことを

をするためには、やつぱり私的な諸問機関じゃなくて、法律に基づいた諸問機関で物事を処理しないといけないということなんですか。——もう参考と申しますか材料していくということはやむを得ない。また必要な場合もある。これが一つの行政機関としての意思決定をするということは

いけない。その意見が行政機関としての意見になると、そのことは厳に慎まなければならない。その

名称のいかんにかかわらず、実態が八条の機関に当たるものであればもちろん法律で設けなければならぬ。要するに問題は実態である。何人かの人をある問題についてずっと呼んで、委員各自の個人個人の意見を聞く、これはいまの八条には抵触しない。しかし一つの組織体をつくって、その組織体としての意見をそこで出させるということはこの八条に抵触する。そういう二つの明確な線があるわけあります。閣議決定等で懇談会を置く場合は、その前者に引きつけて考えており、十分けじめをつけて八条に抵触しないよう注意していきますということです。これはもう明確に国家行政組織法の第八条に違反をしておりますね。

○中尾辰義君 もう時間ありませんので、この問題は委員長、非常に重要な問題でござりますので、ぜひ理事会等で御検討いただきたいと思いまます。

○中尾辰義君 それじゃ次に、いま問題になつております大坂有線放送の違法行為についてお伺いします。

これは昭和五十一年から五十二年ごろ盛んにマスコミをぎわした大きな社会問題になつておるわけですね。最近のこういうような週刊雑誌でも、これは「財界展望」と言つてますが、「創立20周年を迎えた闇の帝王・大阪有線の造反有利」、こういう大々的なタイトルで、「これは『法の盲点』を突いた鮮やかな『ホームスチール』か」。それで、この二十周年記念にはせ参じた「来賓は一〇〇〇人を越し、北島三郎、由美かおる、森昌子など一流タレントが、手弁当で駆けつけ、こ

郵政省の方は国会でも議論されたから十分御存じでしようけれども、これは大阪有線という会社があつて、それで深夜放送するわけです。そして夜中に作業員が電柱によじ登つてそれで有線放送時間ありませんので、私がいまいろいろ申し上げましたが、行政管理庁の意見はどうですか。

時間がありませんので、私がいまいろいろ申し上げましたが、行政管理庁の意見はどうですか。——もう

いといけないということなんですか。——もう

行政管理庁お見えになつていますか。——もう

時間ありませんので、私がいまいろいろ申し上げましたが、行政管理庁の意見はどうですか。

なお、その有線音楽放送のただいま申しました

ような実情、あるいは問題点等につきまして有線放送審議会に御説明し、十分御認識をいただいて

いる、そのように努力しているというのが実情でございます。

○中尾辰義君 無断で架線したその有線は撤去されないんですね。こういうことでしょ、大阪有

柱所有者に対しても無断でやつておるわけですね。これは電柱百二十億円も上げておるんですよ。これは電

柱の無法の結果、やたらと架線をしたために他の電線とショートし、停電や電話の不通といった物

理的事故を起こすこともあることながら、無断な

がゆえに道路占用料、電柱使用料も払わないで

国や自治体の道路管理者と電柱所有者に経済的打撃を与えると、こういうような記事が、もうこれ

ぎよつとするような字で書いてあるんですが、こ

のことについて一体郵政省は何しているのが、郵政大臣は何しているのか私は聞きたいんです。そ

れと有線放送審議会に諮問したことがあるのかどう

うか、ますお伺いします。

○政府委員(田中眞三郎君) ただいま先生が御指摘になりました大阪有線放送その他有線音楽放送

事業の関連でいろんなトラブルがある。特にその辺につきましてトラブルが絶えない、関係者も多い

ほとんどが道路の不法占拠あるいは電柱への無断共架に起因するものでござります。そしてその辺

が関係して、その業者からの申し出に対しまして建設省としても、それならばどういう形で具体化するのかと、その具体的条件とというものをしてしまして、正常化のための詰めといふものを、ほど名前の挙げられました会社の責任者に対しても行つて行つていうふうに私ども聞いておるわけがござります。

おどもおどもかく長い間の不運な不合理的なございましたので、厳しくその辺の行方というものが見ながら対応してまいりたいというふうに考えているのが現状でございます。

○中尾辰義君 あなた、これ事件が発生してからもう六、七年になるんでしょう。厳しく対応すると言つてもいつまでかかっているのか。もう何遍もこれは通信委員会で議論もされているんですけど、特に公明党の黒澤議員がこれは四十八年に取り上げています、決算委員会で。

に答弁していますよ。これ大臣が答弁していませんからね。たかが有線放送、私の在任中に必ず解決しますと、こうちゃんと言っているのだよ。さつぱり、あんた、ひとつも解決していないじゃないですか、どうなんですか、大臣。——大臣が答弁

○國務大臣(兼輸送局) そういう御答弁をされた
でございましょうけれども、その後これが直され
てない、そういう先生の御質問でございますが、
ですからではダメですよ。

全く直されていないのでなくて、先般、私、大阪の電波局長だとお電電公社の大坂の局長だとか、それから関係者、いろんな人と会つたのであります。が、先ほど田中電波局長から御答弁のあつたように、かなりやつてはくれているようでございまして、その有線放送事業者の方でみずから若干正常化に動いてきておるというお話を承り、それで、非常に結構なことであるから、さらに話し合いを進めて、みずからそういうことをしないという方向に努力をしてほしいということを、つい最近でございますが、私も述べてきたところで

ござります。一日も早く不正なことが行われない
ような、正常化が上がることを強くこれから
も指導してまいりたい、こう思つております。
○中尾辰義君 箕輪さん、さつきも言うたけれど
も、六、七年たつてゐるんですから、正常化もい
いでしようけれども、もう少し厳しく取り締まら
ないとだめですよ、これ。向こうは商売でやつて
いるんですからね。それで、特に大臣を要望して
おきますが、善処方をひとつ。時間がありません
でもう一、二問で。

が、これは電気通信 特に電報電話料について基本的な料金が法定化されておるわけですが、それ以外の料金は郵政大臣の認可にかかることになりますが、そしてその大臣の認可料金の中で、国民の広い層に關係のある料金については郵政審議会に図ると、こうなつておるわけですね。それで、現在どういうような料金が郵政審議会に諮問されているのか、さらに今後電気通信審議会にどういうことが引き継がれるのか、その辺お伺いします。

○政府委員(守住有信君) お答え申し上げます。
基本料金はまだ法定されていませんが、去る料金につ

おましても審議会の意見も承るし諮問もするといふことではございますが、それ以外に、近く行おうといたしておりますたとえば国際通話の料金がござります。これにつきましても從来からこの電気通信部会で御審議いただいておるわけでございますが、当然に今後の新しい電気通信審議会ということで、そういう国際通話の料金、それからさらには電電公社が行いますところの認可料金の中ではまだ技術の進歩で一部分しか実行しないものもござりますけれども、それが非常に広く利用されつつあるという認可料金等々につきましてもまたこの電気通信審議会に御相談をして、非常に国民生活とかわりの広くなつておる部分につきまして、いろんな電気通信審議会の御審議あるいは御意見等も踏まえて行政上反映させていただきたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

○中尾辰義君 次に、電話料金の遠近格差についてお伺いしますが、電電公社は遠距離通話料と距離通話料との格差を是正するための処置として、五十五年十一月に夜間割引制度を改定をしたわけです。さらに、五十六年の八月から遠距離通話料五百キロメートルを超える地域について一四から一七%引き下げるとともに、日曜祝日にかかる料金を六十キロメートルを超える地域について約四〇%引き下げたわけです。引き下がんですが、これによつて諸外国と比較した場合に遠近格差はどうのくらべ縮まつたのかどうか、いかがで

○説明員（信澤健夫君）　ただいま先生御指摘のよう
に、五十五年の十一月それから五十六年の八月
と、二回にわたって料金改定をさせていただきま
した。五十五年十一月以前の遠近格差は、三分間
通話した場合で御説明いたしますと一対七十二、
つまり市内一番最低料金が十円で最高は三分七百
二十円ということでおざいましたけれども、それ
から夜間は一対四十五ということでおざいました
が、五十五年の十一月、夜間割引制度に伴いまし
て深夜割引を実施しまして、深夜が一対二十八と
いうことになりました。それから五十六八年月こ

遠距離通話料、先生先ほどおつしやいましたよう
に約一五%値下げをしたわけでござりますが、そ
れによつて昼間が一対七十二から一対六十、七百
二十円が六百円ということになりました。それか
ら夜間は一対四十五から一対三十六、深夜が一対
二十八から一対二十四ということで、格差がそれ
ぞ縮小されました。それから日曜祝日の割引制
度も実施をいたしまして、これは昼間でも一対七
十二であつたものが一対三十六と、それぞれかな
り遠近格差が是正されるようになつたわけでござ
います。

いま先生御質問の外国との関係でござりますけ
れども、諸外国は日本に比べまして大体において
市内料金が日本より二倍から三倍ぐらい高くなつ
ております。日本は三分十円でござりますけれど
も、アメリカが大体三分二十円ないし七十円ぐら

い、アメリカは地域によつて違いますけれども、
そのくらいになつております。それからイギリス
が大体三十五円程度、西ドイツ、フランスなどが
二十二、三円というよくなことで、いずれも日本
の三分十円に比べると二倍から三倍ぐらいの高くな
つております。それから一番遠い距離の料金は、
日本に比べるとまあ大体半分ぐらいということに
なつておりますので、諸外国における遠近格差
は、したがつて大体一対十五から二十ぐらいとい
うのが主要諸国の遠近格差の実態でございます。

離通話料を下げたことに伴い減収が予想されると、こういうようなことになつておつたんですねけれども、当初の黒字の見込みが九百三十八億円、このくらい見込んでおりましたが、実際は、これは新聞にも大々的に出ておりますけれども、これを大幅に上回る三千三百億円の黒字が出ておるわけですが、これは事実かどうか。それと、こういふうに大幅な黒字が出たということとは、これは当初の予想を裏切ったわけですが、どういう理由なのか、それを伺います。

○説明員(右左健君) お答えいたします。

五十六年度の收支差額でございますが、先生ただいま御指摘のように、予算におきましては九百三十八億円に対しまして年度の決算、これはまだ先でござりますけれども、現在の見通しといたしましては三千億以上の收支差額が確保できるだろうと、かういいま期待しております。

その要因でござりますが、まず収入の面につきましては、この二月までのこれは速報の段階でござりますけれども、幸いお客様の御利用に支えられまして、予算の月割り予定額に対しまして一千五百億円弱の增收になつております。これは基本的にはお客様の御利用でございますが、同時に、現場一線の職員の商品の販売の努力等もあづかって力があるかと考えております。片やまた支出の面につきましては、月次決算制度等を軸としたしまして、事業全般にわたる厳しい業務の執行の

見直しを行いながら利用者サービスの充実を図るという一方、安易な支出を厳しく戒める、こういった努力を重ねました結果、節約の効果もかなり上がつておるという状況でございます。こうした収入並びに支出の両面におきまして收支差額が当初予定したものと上回る見込みであると、かよくな状況でございます。

○中尾辰義君 これで終わりますが、これは事実かどうか知りませんよ、この新聞のタイトル見ますといふと、「電電公社 三千億円超す黒字」、それはいま説明があつたとおりですがね。その次に「ヤミ批判の手当支給へ」と、こう出でていますが詳しく読むと、「同時に公社としては、見込みを上回る黒字の半分程度は職員の努力の成果との考え方から、職員に対してある程度報いる必要がある、」これはわからぬでもないですがね、この中身はいろいろありますけれども、やみ手当といふことも新聞では出でておるわけですね。こういう点はもう少し考える必要があるんじゃないいか。むしろ利用者に、これだけの余裕があるんですから、還元を図る、もう少し電話料金の値下げをする、そういう意向はありませんか。

○説明員(岩下健君) 電電公社の收支差額の性格、これは先生特に御存じのようだ、利用者の方のサービスの充実あるいは改善のために設備投資の財源に充てる、あるいはまた全体としての料金コストを下げるために債務償還に充当するということで使用してまいつたわけでございます。それで、当初の予算はもちろんといたしまして、予算を上回る收支差額につきまして、何らかの形でお客様の御利用に役立てられるような使い方をすべきだということを本旨として考えております。そういった考え方から、これは五十六年度におきましても、この予定を上回る收支差額につきましては、サービスの拡充あるいは改善のための設備投資の財源に充当をする。具体的には、当初借り入れをもつて予定したものといふば自己資金に置きかえるわけでございますが、ないしはまた債務現行五兆數千億でござりますこの長期負債を

繰り上げて償還をする、こういった方法によりまして金利の負担を軽減して、いわば料金コスト全體の増高を抑える、あるいはまた、できればそれをさらに切り下げるべくということで、現在の料金水準を少しでも長く維持させる、こういったことで努力をしてきたわけでございます。

ただいま先生御指摘の、やみ手当云々という事柄でござりますが、これは私どもではやみといふふうには認識をしておりませんで、先生もおつしやいましたように、五十六年度、先ほど御説明申しあげましたような職員の努力もございまして、予定以上の收支差額を上げるという経営の成果をもたらすことができたわけでございます。片方で、深夜の料金の値下げあるいは夜間の割引時間の拡大、さらには遠距離料金の値下げ、こういった形で利用者の方々への還元といいますか料金面へそちいた経営の成果を反映させながら、また同時に、こうした一生懸命働きました現場一線の職員を含めました職員の努力に対する一つのリターンといいますか報いをすべきである、こういった考え方から、幸い予算でお認めいたしました給与総額内で処理できることでもございまして、組合と協議をいたしまして、きちんとした協約を締結をして支給したものが、この五十六年度末に実施をいたしましたいわゆる一時金でござります。これは予算のいわゆる給与総額の中の基準外の中で賄つたものでござります。

○委員長(遠藤要君) 午前の質疑はこの程度と申し、午後二時三十分まで休憩いたします。
午後零時四十三分休憩

○委員長(遠藤要君) ただいまから内閣委員会を開いたいたします。

○委員長(遠藤要君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

会を設けるもので、そして有線放送審議会を廃止するというのですけれども、審議会につきましては、午前中から論議をされております。そこで私は、審議会といふのは開かれた審議会、そして国民各層を代表する人たちによつて構成をされる公平な審議会、そういうあり方でなければいけないということを申し上げまして、私は具体的な問題についてお伺いをしてまいりたいと思っております。

まず最初にお伺いをいたしますのは、電話料金の苦情の問題でございます。これは、全国の電話加入台数は約四千万台で、五十五年度の料金苦情件数は二十六万件に達しております。これは公社に直接苦情が届いた件数でござります。ですから、去年總理府が行つた電話料金についての世論調査、これを見てみると、電話料金に疑問を持った者のうち、電話局に申し出た者は二六%、四人に一人ということです。したがつて、電話料金に疑問を持つている人は潜在的に相当数に上るのではないかというふうに思われます。

そこで、公社の監督官庁である郵政省の郵政大臣にお伺いをいたしましたけれども、こうした現状に対しまして基本的にどのような認識を持つておいでございましょうか、御見解をお伺いいたしました。

○國務大臣(箕輪豊君) 電話料金をめぐるトラブルについてはいろいろな原因によるものがあると思いますが、いずれにしても電話料金について納得を得て公社に支払つていただくことが必要でございます。公社に対しては、利用者の立場に立つて料金請求事務の正確化を期するようにかねてから指導しているところでございます。

○國務大臣(箕輪豊君) 電話料金をめぐるトラブルについてはいろいろな原因によるものがあると思いますが、いずれにしても電話料金について納得を得て公社に支払つていただくことが必要でございます。公社に対しては、利用者の立場に立つて料金請求事務の正確化を期するようにかねてから指導しているところでございます。

ところで、電話料金について苦情を解決する方法として、通話したかどうかという通話の事実などを明確にする料金明細記録方式が有効であり、電電公社では料金明細記録方式の導入について技術的側面の試験を実施することにいたしております。しかし、一面また、この制度の本格的導入については、プライバシーの保護についての問題提起もあるので、世論の動向も十分踏まえるとともに、関係方面的意見もよく聞きながら慎重に検討を進めるよう電電公社を指導しているところでございます。

○安武洋子君 大変懇切丁寧に先々お答えをいただくんですが、料金明細記録方式につきまして検討しているところであります。

郵政省としましては、今後とも料金関係事務の適正化について、利用者の納得の得られるような方向で公社に対し格段の指導をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○安武洋子君 私は、トラブルというものを皆無にしていくというふうなことは、これはなかなかむずかしいことではなかろうかというふうに思っております。しかし、トラブルが起きまして、そして利用者が一定の根拠を持っておりまして、そして電電公社と公平に話し合うというふうに思っています。

は、また後刻私は御質問申し上げとうございま
す。
そこで、私の地元でござります兵庫県の中の明
石市で最近起きた事例でござりますけれども、こ
としの一月分の電話料、これが通常の約十倍、四
万九千八十円の請求が来たというようなことがござ
ります。その家ではこれまで月三、四千円程度
だつたわけです。家の者がだれもそんなに電話し
ていないと。そこで電話局に話しましたけれども、こ
も、最初なかなか認めもらえなかつたというふ
うなことで、三回も四回も話し合つてやつとこれ
までの通常分にしてもらつたというふうなことで
す。電電公社では、こうした事例というは何も
これ一例だけではないと思います。こういうときに
は、具体的な解決方策としてはどのような措置を
おとりになつていらつしやるんでしょうか、お伺
いをいたします。

○説明員(稻見保君)　ただいまお話しの明石のあ
るお客様の具体的なケースにつきましては、私
承知をしておりませんが、三、四回にわたつて話
し合いがなされて、最終的に心証も含めてやむを得
ないものとして、過去数カ月の実績に準拠して
一定の推定をしてお互いに了解ということになつ
た、こういうケースかと思います。
それはそれといつてしまして、いまお尋ねの後段
の方は一般論かと思ひますが、私ども、電話局
で、これは当然ダイヤル通話料金が主体でござい
ますが、お問い合わせなりグレームなりがござ
ました場合は——件数といたしましては、先ほど
先生冒頭におつしやつたように、大体五十五年度
で見てみましても一十六万件ぐらいございます。
それはそのとおりでござります。大体年間四億三
千万件ぐらい請求をしておりまして、その中の二
十六万件と、こういうことでござりますが、電話
局で受け付けますと、まずはやはりお客様の真
剣をお申し出でございますので、門前払いをする
ようなことは当然いたしません、よくお申し出
の内容を承る。それからコンピューターでやつて
いるからとか、あるいは機械でやつておるんだか

ら間違はございませんといったような言葉ない
しはそういう印象を与える対応といふものは、こ
れは厳に慎みまして、お申し出内容を率直に伺う
といふことからスタートをいたします。

御承知のよう、電話料金というのが、料金体系そのものも大変複雑でござりますし、ましてや
距離と時間を組み合わせてやつておるというふう
なことから、実際の御利用感覚と請求された場合
の料金の実績というものの間にある程度距離が
あるというのもやむを得ない実態だと思うんです
が、それらを含まして、私どもとしては料金体
系あるいは料金の請求をしておる期間、これも先
生御承知を思いますが、必ずしも——必ずしもと
いいますか、一日から月末までという請求のグル
ープもございますけれども、そうでなくていろいろ
なソフトをしております。そういうことから誤解
をされるお客様もいらっしゃるので、そういうふ
うな面の御説明もいたします。それで御了解を
いたく方が実は大多数でございますが、なお御
納得がいたたけないというケースにつきまして
は、私どもの方はお預かりをいたしまして、作業
手順それから機械の装置といった面につきまして
フォローをいたしまして、エラーのあるなしミス
のあるなしというものをチェックをいたします。
その結果、ある程度の数は確かに私どものミ
スであると、エラーであるというものも出てまい
ります。これが年間、最近では千件を割つております
ですが、五十五年度あたりでも八百件から九百件
の間ぐらゐ私どもの方が誤りということで、ち
ろんおわびをいたして必要な額はお返しをすると
いうふうな手当てをしております。

それから電話料金が一月刻みでだんごになつて
いるふうな手当てをしております。
想定しております。それから試験規模といたしま
しては、東京、横浜の一部を対象にし、ほぼ十万
加入ぐらゐのお客さんといいますか、その加入
者回線を収容いたしまして、実際の通話に即して
全数をテストするわけにはまいりませんが、技術
的確認に支障のない範囲のデータをとつて技術面
の信頼性、安定性、機能といふものを確認したい
と。もちろん、これは技術確認試験でござります
ので、実用には一切供しません。

○安武洋子君　しかし、いづれは実用にするため
にこの試験をされるわけでしょう。
○説明員(稻見保君)　もちろん、先ほど申しまし
たように、お客様の要望も大変強うござります

ら間違はございませんといったような言葉ない
しはそういう印象を与える対応といふものは、こ
れは厳に慎みまして、お申し出内容を率直に伺う
といふことからスタートをいたします。

御承知のよう、電話料金といふのが、料金体系そのものも大変複雑でござりますし、ましてや
距離と時間を組み合わせてやつておるというふう
なことから、実際の御利用感覚と請求された場合
の料金の実績といふものとの間にある程度距離が
あるというのもやむを得ない実態だと思うんです
が、それらを含まして、私どもとしては料金体
系あるいは料金の請求をしておる期間、これも先
生御承知を思いますが、必ずしも——必ずしもと
いいますか、一日から月末までという請求のグル
ープもございますけれども、そうでなくていろいろ
なソフトをしております。そういうことから誤解
をされるお客様もいらっしゃるので、そういうふ
うな面の御説明もいたします。それで御了解を
いたく方が実は大多數でございますが、なお御
納得がいたたけないというケースにつきまして
は、私どもの方はお預かりをいたしまして、作業
手順それから機械の装置といった面につきまして
フォローをいたしまして、エラーのあるなしミス
のあるなしというものをチェックをいたします。
その結果、ある程度の数は確かに私どものミ
スであると、エラーであるというものも出てまい
ります。これが年間、最近では千件を割つております
ですが、五十五年度あたりでも八百件から九百件
の間ぐらゐ私どもの方が誤りということで、ち
ろんおわびをいたして必要な額はお返しをすると
いうふうな手当てをしております。

想定しております。それから試験規模といたしま
しては、東京、横浜の一部を対象にし、ほぼ十万
加入ぐらゐのお客さんといいますか、その加入
者回線を収容いたしまして、実際の通話に即して
全数をテストするわけにはまいりませんが、技術
的確認に支障のない範囲のデータをとつて技術面
の信頼性、安定性、機能といふものを確認したい
と。もちろん、これは技術確認試験でござります
ので、実用には一切供しません。

○安武洋子君　しかし、いづれは実用にするため
にこの試験をされるわけでしょう。
○説明員(稻見保君)　電気、ガスの場合はエネル
ギーの消費の総量を表示されて料金の請求がなさ
れていると思うわけで、その限りにおいては、電
話の通話につきましてもダイヤル通話度数の総量
を表示して請求をしておるのが現状でございま
す。しかし、これをもう少し詳しくしようといふ
点があると思っております。それはこれから伺つ
たいということを考えております。

○安武洋子君　私は実用にするにはずいぶん問題
対資料と申しますかお客様の参考のための資料と
記憶というものを明らかにしていただくのに参考
にしていただくといったよつたよつたよつたよつた
れました近年とみに力を入れて進めておるところで
ございます。

なお、これも大臣からお話しをいただきましたよ
うに、明細記録というものが最終的には重要な決
め手になるであろうというふうに考えておりまし
て、政府からの勧告もちようだいをし、私どもの
方でも鋭意これを詰めてまいつておりまして、五
十七年の末ごろには一定の範囲で技術試験と
いうものに入り得るという状況でござります。なお、
それが並行いたしまして通信の秘密あるいはプラ
イバシーのガードと申しますか、これにつきまし
ても力を入れて勉強中と、こういう状況でござ
ります。

○説明員(稻見保君)　明細の記録につきまして
は、これは私ども最終確定ではございませんけれ
ども、考え方としては、御利用をいたいた料金
について技術的経済的に可能な限り内訳をつける
というのをサービスの基本的なあり方だろうとい
うふうに考えまして、したがいまして明細の記録
をとる、お聞き合わせがあつたときに御説明をす
る、その範囲においては料金をいただくのにはな
じまないだらうというふうに考えております。

しかししながら、これ打ち出しをいたしますと大
量の紙も使うこととござりますししますので、仮
に一定の期間私のところへは継続的にプリントア
ウトした明細が欲しいというふうなお客様がござ
いましたら、その方には実費はちょうどいいをすべ
きであろうというふうに考えております。

○安武洋子君　電気料にしましてもガス料金にし
まして、明細を、これだけ払つてくださいとい
うのに、それにお金を取るというふうなことをし
ているところはないわけなんです。ところが、こ
れだけ使つたからお金を払つてくださいとい
ういう明細書に対してもお金を取ると、こうい
うことをお考えなんですか、たとえ実費にしろ。

○説明員(稻見保君)　電気、ガスの場合はエネル
ギーの消費の総量を表示されて料金の請求がなさ
れていると思うわけで、その限りにおいては、電
話の通話につきましてもダイヤル通話度数の総量
を表示して請求をしておるのが現状でございま
す。しかし、これをもう少し詳しくしようといふ
点があると思っております。それはこれから伺つ
たいということを考えております。

ことで内訳明細記録をとる、その限りにおいては

お金はいただかない。ですから、電話局へ御本人

がいらっしゃつて、先月の通話先の内容というも

のを、通話先の県名ないしは通話時間というもの

を知りたいとおっしゃれば、ディスプレイを

用いて私ども方がそれを承知して御説明をする

と、その範囲においては無料でいきたい。そうで

はなくして、相当大量の印刷物を要するような資料

要求がございましたならば、それについては他と

の負担の公平も考えまして、追加出費になる部分

についてお金をちょうどだけすべきではなかろう

か、こう考えておるということをございます。

○安武洋子君 どちらにしても、物を買ったとき

に明細を添えるのはあたりまえ、それにお金を取

るなんていうのは、いま日本ではそんなことは行

われていないと思いますよね。私は考え方直してほ

しいと思いますが、しかしそれよりもっと大事

な問題があると思います。

料金の明細記録というのは、あくまで使用者が

どれぐらい使用したかわからないから料金支払い

について疑心を持つと、こういうことを防ぐとい

うことでお考えになつてると、御答弁の中にも

そういうニュアンスがありましたがけれども、しか

しこのやり方では、先ほど御答弁の中にも出てい

たように、プライバシーを侵すという問題がある

わけです。これはいかにガードをかたくしても守

れないと思います。記録をとるのを、これ希望者

だけに限るとしましても、希望しないというもの

を記録にとつていてそれを確認する方法とい

うのは私はないだらうと思います。ですから、ある

○説明員(福見保君) お答えいたします。
電話の通話につきましては、先生御承知のとおり、昭和三十年代の終わりころまでは市外通話はほとんど交換手扱いで、通話に際しましてすべて記録をとって、交換証という記録をとっておりました。現に、少數にはなりましたが、交換手扱いの通話は現在におきましても交換証を保持しております。つまりまして、加入者あるいは恒常的な利用者あるいは料金の支払い者がから御請求があれば御説明をしておるということをございまして、これをめぐつて通信の秘密あるいはプライバシーの侵害という具体的な問題が生じたことはございません。

しかしながら、私どもは今日、かつてと比較して大量化したこういうトラフィックといいますか通話の流れの中で、過去にそうであつたからといふことだけで安心は決していたしておりませんで、本人性の確認あるいは条件として同意を取りつけるとか、もちろんの知識を出しまして、もちろん私ども電電公社だけでは不十分と考えておりますので、各方面の御意見あるいは助言といったものをちょうどだいしながら御納得のいくようなシステムにつくり上げていきたい、こういうふうに考えておるわけござります。

○安武洋子君 いかにお考えになつても、いま私が申し上げたように、データをとつてほしくないと、明細をとつてほしくないと言つておられるのがと

てから宅内地数計といふようなものにつきまして技術的な検討を進めてまいっております。現仕の段階では、いろいろ技術的に問題がござります。一つは、宅内地数計を高い精度に保つ、すなわち局内の度数計と宅内に置かれました度数計とを完全に一致させるというのいろいろとむずかしい問題がござります。

それから二番目としましては、最近の傾向といつしまして電話のネットワークの使用が非常に多様化してまいっております。ファクシミリの装置であるとかあるいはデータ宅内地数計、そういうものがたくさんついてまいりまして、こういった通信をなさる場合に宅内地数計を動作させるために、局の方から何らかの信号を送るわけござりますけれども、そういう信号が、そのようなともまた利用者の方からは防ぎようがないと、利用者の方からですよ、防ぎようがないと。こういうことが保障されない限り、いかにガードをかたっている、プライバシーを守ると言つたつて守り切れるものではないということを私は申し上げているんです。

そこで、申し上げますけれども、料金のトラップの解決をするには、本人も実際に認証できるといふことは自動着信転送といふようなものの場合は、そのサービスの一部で宅内の方に完全にバルスが送れないという問題がござります。

○説明員(村上治君) お答えいたします。
先生御指摘のように、公社におきまして、かねてから宅内地数計といふようなものにつきまして技術的な検討を進めてまいっております。現仕の段階では、いろいろ技術的に問題がござります。一つは、宅内地数計を高い精度に保つ、すなわち局内の度数計と宅内に置かれました度数計とを完全に一致させるというのいろいろとむずかしい問題がござります。

それから二番目としましては、最近の傾向といつしまして電話のネットワークの使用が非常に多様化してまいっております。ファクシミリの装置であるとかあるいはデータ宅内地数計、そういうものがたくさんついてまいりまして、こういった通信をなさる場合に宅内地数計を動作させるために、局の方から何らかの信号を送るわけござりますけれども、そういう信号が、そのような

可能性がござります。
それから三番目は、最近新しいサービスとして提供いたしておりますキャッシュボンとかありますけれども、そういう信号が、そのような電話以外のいろいろな通信の品質に影響を与えることがありますけれども、そういう信号が、そのような家庭では従来のアンテナを改修いたしますところの建設に伴いまして、受信障害対策として共聴アンテナによる受信が行われております。この三月から大阪では19チャンネル、テレビ大阪が放映されております。兵庫県下でも一定の地域で、一般家庭では従来のアンテナを改修いたしますところの19チャンネルが見られるというふうになつておりますが、共聴アンテナでは、このアンテナを改修してほしいと、19チャンネルを見たいという要望が出ております。

そこで、阪神高速道路公団、どうも御苦労さまです。お聞きしたいと思いますけれども、尼崎な

どの公園が原因で、共聴アンテナを利用してゐる
住民から、やはり19チャンネルを受像できるよう
に要望を受けてなさると思います。公園としては
どのような対応、対策をお考えでございましょう
か、お伺いをいたします。

○参考人(寺田久彌君) お答えを申し上げます。

テレビ大阪の受信障害の問題はございませんしては
三月の二十四日、衆議院の通信委員会におきまし
て村上先生からも御質問ございまして、これにて
説明申し上げましたとおりでございますが、それ
以後日も余りたってございませんので同様のお答
えになるかと思いますが、この問題は、三月一日
にテレビ大阪が正式に電波を発信いたしましてま
だ日が浅いわけでござります。いろいろ苦情が参
つてござりますが、当公団としましては、その苦
情の範囲、その障害状況等を現在調査いたしてお
るところでござります。

○安武洋子君 同じ問題で国鉄に伺います。
これは山陽新幹線の影響によりまして、沿線
で、やはり兵庫県では伊丹、西宮、尼崎など数千
世帯がこの19チャンネルが見られないというこ
とで非常に強い要求が出ております。この対応、対
策を国鉄の方にお伺いをいたします。
（証明員（本部会議）お咎め申し上げます。）

先ほど公団の方からお話をございましたが、基本的には私たちも同じようなことでござります。テレビの電波受信障害対策は、日本放送協会・NHKの技術協力を得まして現在でも実施しております。対策は、基本的には実施時点に開局されておりますテレビ局を対象に、テレビ受信

者に対しても実施しております。国鉄といだしましては、対策実施後に開局されたテレビ局に対してもこの対策を行う方向では考えておりません。
○安武洋子君 一緒にござりますとおっしゃいますけれども、やっぱり道路公団の方と国鉄とは私は姿勢が違うと思いますよ。こちらの道路公団の方では、調査をしている、慎重にしろ、四者で協議をしていくと。国鉄の方ではそういうことを考えていないとおっしゃいますけれども、私はやはり、住民はいずれにしろ新幹線のスパークなどでもチャンネルが視聴できないという障害を受けているわけですから、それについては何らかの解決策を考えるという姿勢に立たれるのがあたりますではなかろうかというふうに思います。
そこで、郵政省に御要望しておきますけれども、こういうう受信障害の問題につきましては、解決するために制度的な問題として解決をするということをもうお考えいたくべき時期ではなかろうか、こういうふうに思っております。いまこういう問題が出ておりますので、一つをここでじっくりと腰を据えて、こういう受信障害全般に対してどうあるべきかということを制度的にお考えくださいとございますが、その点いかがございましょうか。

して、私どもいたしましては、単純に原因者責任主義というわけにもまいらないので、建築主あるいは受信者、放送事業者、地方公共団体等関係者のところで基本的に対策を立てるべきであるということで、紛争処理機関あるいは基金構想等々機関を設け、紛争の根本的原因を追求して、その解決に一歩も早く取りつきたいと申しますが、そういう方向で検討してまいりたい、このように考えております。

○安武洋子君 私は、制度的にやはりしっかりと
考えていただきたいということを要望して、時間
の関係上ちょっと郵政省の基本方針にかかる問
題として、郵便局の統廃合の問題について伺つて
おきます。

兵庫県の明石市に二見郵便局というのがござりますけれども、現在の集配特定局から周辺に事務の移管を行いまして特定期間にしようという計画があります。これは十年前に立てられた計画です。しかし現状は、十年間にこの地域というのは人口急増地域になりまして、人口は世帯数で何と一八倍にもふえ、なお今後人口がますます増加しようという急増地域になつてしまつております。そこにこういうふうに集配特定局から特定局にしようというふうな計画が十年前と変わらずいまも実施され強行されようとしているわけですから、当然住民から強い反対が出ます。地元の明石の地

方自治体、そして播磨町にもまたがります。この
播磨町でも反対の意思表明が行われております。
住民の自治会など、あるいは町会議員、市会議員など
といふ方たちの中からも強い反対が出でてお
りますが、一体郵政省というのは人口急増地の
ういうところの廈舎を統廃合されるんでしょ
うか。私は現状に全く合わない方針であると思いま
すが、いかがでございましょうか。

○政府委員(魚津茂晴君) 私ども、ある局の集配事務を他の局に移す、これを郵便区の調整と中止おるわけですが、この郵便区の調整といふねらいは、郵便の送達速度が向上する、それからより経済的である、また省力化が期待できるというう

件がありまして、かつ地元の御理解を得られると
いうような場合だ——もちろんその他具体的な事
情の中ではいろいろ考慮する点もあるうかと思いま
ますが、基本的には、そういう条件を満たすとこ
ろにおいては郵便局の調整をされるという方針は從
来から一貫して持っているわけでござります。
そこで、先生御存じのところでございますが、
二見の郵便局の受け持ち区域は明石市の一部と加
古郡の播磨町を持つてゐるわけでござりますが、
その明石市の部面を明石西郵便局、それから播磨
町の地域を加古川東郵便局にそれぞれ移すとい
う計画を私も持つておりますて、時期といたしま
しては、ことしの上半期にぜひ実現していきたい
い、こういう計画でござります。

○安武洋子君 だからおかしいと申し上げている
わけです。人口急増地です。この計画が立てられる
たのが十年前と申し上げました。世帯数で一・八
倍。しかもいま御指摘の二見、これは魚住町も含
みますが、魚住町とか播磨町というのにはいまどん
どん宅地開発が進んで、いまからさらに人口急増
が予想されます。そこに、早く配達ができるとお
っしゃいますけれども、二見局をそういうふうに
しますと窓口業務時間が短縮されるではありません
か、ずいぶんと。しかも、高丘団地などとい
くところにはママさん配達婦を雇うというふうなこと
とで、プライバシーも守れないような状態をつくり
り出すというふうなことが私はいいやり方とは思
えません。そして地元の理解どころか、明石市議
会も反対の決議を採択いたしております。そして
播磨町でも反対の意思表明がなされ、自治会でも
反対です。これだけ強い地元の反対があるとい
うのも、私はいまのこの現状から見ると当然のこと
だと思います。こういう人口急増地でなぜ地元住民
に不便を与えるサービスが低下するようなことを
なさるのかということを再度お伺いいたします。

○政府委員(魚津茂晴君) 人口が急増するとい
うことは、われわれ当然計画を策定する際に着目し
ているところでございます。したがいまして、受
け皿とも言うべき加古川の東局それから明石西

局、そういうつた局舎は人口が急増している地域を受け持つにふさわしい局舎としてすでに用意されているわけでござります。この点が一つです。

それから団地配達でございますが、現在この二見の郵便局が受け持っている地域には団地配達を実施するということは考えておりません。現在のエリアには団地配達は計画はしておりません。

申し上げなければなりませんが、しかし私は、そういうことをなさらないで地元の意見を十分聞かねばならぬと、そしてあと一名ふやせば集配特定局からも通局になると、そういうことをしていかなければいけない地域なのです、あそこは、二見郵便局を設けたときよりも今までに物すごく膨大な人口が急増地になつてしまつていて、それを十年前の計画をそのままメンツを通そうとするような態度をお取りになるというそういうことはおやめにならるべきだということを強く申し上げまして、私の

○柄谷道一君 賀間に入ります前に、いわゆる設置法によらない私の諮詢機関ないしは懇談会の運用につきましては、法制局見解、昭和三十六年四月十二日及び三十八年三月十八日の行政管理厅通達及び内閣委員会の答議函からお出しております。

まして、このままの状態が続けば正規の審議会が形骸化するおそれもあるのではないか、こう憂えられるわけでございます。

が、これは、設置法の審議を行います当委員会と
していわゆる基本的な問題ではないかと思ひます
す。したがいまして、たとえば理事会に官房長官
官、行管長官を呼んで内閣としての厳正にこれを
運用するより是正を図るなど適切な措置をとる必
要があると、このように私は考えます。委員長の
もとにおいて善処願いたいと思いますが、よろしく
おうござりますか。

後日、ただいま柄谷君の御発言に対し理事会で取扱してまいりたいと思います。御了承願います。

等何らかの行政改革的な効果があるのかどうか、その点をお伺いします。

○政府委員(澤田茂生君)　お尋ねの電気通信審議會の設置に伴う人員、経費の節減等の効果でござりますが、先生御案内のとおり、委員数につきま

しては、定数をいたしましたらトータル郵政審議会、それから有線放送審議会合わせましての五十二人の定数を四十五人に縮減するということでは

ござりますが、先ほど米御説明申し上げておりま
すように、すでに五十二年十二月の閣議決定の趣
旨を踏まえまして、郵政審議会につきましては三
十八名に構成をなしておりますので、実質的な方

数字という面におきましては変化がない、変動がない、ということが言えると思いますし、経費の面につきましても、あくまでもこれは電気通信審議会

会は郵政審議会の電気通信部会と有線放送審議会の再編成という形でございますので、そういう意味では面についても変動というものは特段ないわけですが

ざいますけれども、電気通信審議会……
○炳谷道一君 簡単に願います。

節減ということは、いっては当然配慮をしなければならないわけでござりますけれども、電気通信信政の重要性、その増大にかんがみまして、一層公共交通機関を運営するための設置しようといふ

うものでございまして、行政需要の変化に対応してスクラップ・アンド・ビルトの原則に基づきまして行政機構の整備を図つてこようということ

で、こういうことによりまして行政の効率性を高めていくために非常に大いに役に立つ、そういうことを期待しているということで御提案を申し上

げているところでござります。
○柄谷道一君 私は審議に協力して質疑時間を三十分に短縮しております。長々した言いわけよりも端内くる答を貰いたいと、こう思ひます。

それでは、大臣にお伺いいたしますが、昭和四十二年十月一日、これは閣議の口頭了解でござります。四十四年七月十一日、これは閣議決定でございます。多くのことを決定しておりますが、

その「行政の簡素化と能率化を推進する」という趣旨から、第五項に「委員の数は、原則として二十人以内とする。なお、試験、検定、規格決定等に参与する審議会等については、試験委員、専門委員、又は臨時委員等の制度を活用して、本来の審議会等の構成員はできる限り簡単なものとする。」これ閣議の決定ですね。この閣議の決定を御承知の上で定数を定められたわけですか。

○政府委員(澤田茂生君) 閣議の決定等につきましては私どもも十分承知をいたしておるところでございまして、委員の定数につきましては、五十二年の十二月の趣旨を踏まえまして、郵政審議会につきましても四十五名というものにつきまして三十八名に縮減をしているということころでございまして、その時点におきまして、縮減措置といふものは一つの結論が出ている。それを再編成をしていただきまして、トータルといたしましてはございませんが、郵政審議会二十五名、電気通信審議会は二十名の限度精いっぱいというところでございますが、二十名を超す郵政審議会につきましては、三事業の特殊性というようなことを考えまして、ぜひこういう形でやらしていただきたいということをお願いを申し上げたいと思ひます。

○柄谷道一君 大臣にお伺いしますが、これ閣議決定というのはどういう重みを持つものなんですか。私は、改組がされるとすれば、当然閣議の決定に基づいて極力その趣旨に沿う定員の設定と、いうものがあつてしかるべきだと思うのですね。大臣、この閣議決定を知つておられますか。

○国務大臣(實輪豊君) 存じております。

○柄谷道一君 すると、片方の審議会は二十名、その原則に沿つておりますが、片方は二十五名ですね。これはどういう理由によるのですか。

○国務大臣(實輪豊君) 五十二年十二月の閣議決定、そのことはよく知つておりますが、その時点においてすでに郵政審議会は削減をいたしまして三十八名としたわけであります。そこで、閣議決

定を踏まえて措置済みだと私は考えていたのであります。ところが、措置済みの中から結局十三名減りましたしてその郵政審議会の方は二十五名とす。そして有線の方の審議会を、これ七名ですが、これをやめまして新たにつくる電気通信審議会の方は二十名、郵政審議会から減らした十三名と今度つぶす有線の方の審議会の七名を足すと二十名、その枠内で処理をした、スクラップ・アンド・ビルトをやつた、こういうふうに私は考えております。

○柄谷道一君 どうも了解できないんですね。今回の改正案には定数が入つておりますから、法案審議には直接関連ないとしても、私は財政改革という立場から、閣議で、たくさんの仕事がある審議会は専門委員その他を活用しない、しかし委員の数は二十名以内に抑えましょうというこ

とをこれ話し合つて決定しておるわけですから。

それがやはり設置法が審議される、すなわち審議会が改組されると原則に戻るというのが僕は行政姿勢として妥当ではないか、こう思うのでございまます。

この問題ばかりやりましたら私三十分過ぎ

ますから、委員長 この問題もせつかく私の諮問機関の運用に関して理事会で話し合おうというこ

とでございますから、この閣議の決定事項と定員の関係、これもやはり官房長官、行政管理室長官

から驚き意見を聞いて、閣議決定の重みというものを私は確認を改めていたい。これは郵政省ばかりじゃないですね、どの省も閣議の決定が守られ

てないわけですから、その点につきましてはひとつ委員長の手元において善処願いたいと思いますが、よろしくうございますか。——それじゃ次に進みます。

私はスクラップ・アンド・ビルトの方針がある以上ある程度やむを得ないとと思うんですけれども、新設される電気通信審議会は電気通信、主と有線放送にかかる事項を取り扱うパートとを合体して審議するという形になるんですね。両

者は、今日までの実態から見て性格は若干異なります。ところが、措置済みの中から結局十三名減りましたしてその郵政審議会の方は二十五名とす。そして有線の方の審議会を、これ七名ですが、これをやめまして新たにつくる電気通信審議会の方は二十名、郵政審議会から減らした十三名と今度つぶす有線の方の審議会の七名を足すと二十名、その枠内で処理をした、スクラップ・アンド・ビルトをやつた、こういうふうに私は考えております。

○柄谷道一君 問題をさらに進めますが、私は昨年十月二十一日の決算委員会でデータ通信の自由化問題 電気通信の高度利用の進展の問題について質問をいたしました。前大臣の時代でございま

すから、その要旨を簡単に申しますと、超LSI技術の開発からコンピューター産業が目覚ましい発展を遂げてきました。それが情報化社会の急速な拡充ということにつながってきました。その中心にあるのがデータ通信ではないか。今後伝送技術のデ

ジタル化、情報処理の端末の開発、さらに網サイ

ドの機能の充実等によりまして、電話の利用とい

うものもまた単なる通話の交換から多種の機能が追加されるというものは時代の趨勢であり、また国

民の求めておるところでもあろうと思うんです。

そこで、電電公社は、今まで内外から高く評価されております研究陣が総力を挙げまして、基

礎的研究の拡充とあわせ、電話網のデジタル化

DNの形成。さらに、非電話系サービスの自由が

つ低廉な料金での利用、これの開発に全力を挙げ

ておるわけでございます。やはり利用者は、端末接続装置いわゆるホームターミナルを通じまし

て、そのサービスを受けることを期待しておるの

れども、このような電信電話の、電気通信の高度

利用の進展に対応する郵政大臣としての基本的な考え方をお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(箕輪登君) 昨年八月に出された電気通信政策懇談会提言によれば、八〇年代における

電気通信政策の策定に当たつての基本的な考え方、良質な電気通信サービスを低廉、公平かつ安定的に供給し、情報の円滑な流通に資することによって、経済の発展と国民生活の向上に貢献す

るという従来の考え方方に加えて、「さらに「民間

能力の活用」「電気通信網の整備と公衆電気通信事業体の役割」の達成、「国民的コンセンサスの形成」について十分配意しつつ政策策定をすべきであると提言されております。また、特にデータ通信の分野については、民間の能力を活用して積極的な市場原理の導入が図られるべきであるとさ

れております。

郵政省といたしましては、この提言を尊重しつつ、また電電公社、国際電電の果たすべき役割

り、通信の秘密や利用者の保護等通信の公共性の確保などにも十分留意しつつ、時代の要請にこたえ得るような電気通信政策の展開を開く考え方であります。

○柄谷道一君 大臣、いま読み上げられたん

けれども、きょうの審議で懇談会の提言といふものに対するいろいろの問題が提起されておるわけ

でございますから、私はその内容の是非を聞うわけ

けではございませんけれども、何回も何回も提言

というものが出てきますとかえつて問題をふくそ

うさせるのではないか。これはぜひ大臣のお考え

として述べていただきたい。これはひとつ苦言を呈しておきたいと思います。

そこで大臣、いま言われましたような基本方針

を貰くとすれば、当然経営形態の問題が浮かび上

がつてくるわけですね。私は、第二臨調に対しても

電電公社が二月二十六日に出した意見書、郵政省

が三月五日に出しました意見書、いわゆる公社経

營のあり方についての文書をあらかじめいただきまして精読をいたしました。しかし、その認識な

いしは考え方にはありますがあと率直に感ずるわ

けでございます。今後データ通信の民間開放など、民間の活力を生かし競争原理を導入して多様な要求にこたえるという新秩序確立の要求が片や

あるんですね。片や通信秩序の確立や通信の秘密、利用者の保護等の公益性、国の基本サービス

といふものをどうするかという問題があるわけですね。要是私はこの調整問題であろうと思うのですね。どういうお考えでこの調整に当たられるわ

けですか。

○政府委員(守住有信君) 電電公社の経営のあり

方並びにその合理化につきましては臨調でいろいろ御検討されておるところでござりますけれども、公社の方では経営の当事者というお立場から、御承知のとおりの三案が考えられるとして説明をしておりますし、私どもは行政の立場から広く、冒頭にも申し上げておりますけれども、この公衆電気通信がいろいろな国家的機能――国防とか治安とかいろいろな社会面への、あるいは広く国民生活そのものに定着をしておる。また、先生御指摘のいろいろな今後の高度デジタル化という問題を考えますところの高い公共性を持つておるし、また巨大独占性があると、そういう立場からその公衆電気通信の持つ特徴につきましていろいろ臨調でも十分御検討いただきますような問題点と申しますが、視点を御説明をしておるところでございます。

今後につきましても、また電電公社の間とも十分調整を図りながら、また先生が御指摘いただきました高度通信利用の分野への民間活力の導入、

その問題における公共的な通信秩序の観点と民間活力導入のあり方との調整、そういうものを十分念頭に置きながらいろいろな各界の御意見も拝聴しながら進めてまいりたい、このように考えてお

る次第でござります。

○柄谷道一君 要は今後調整したいということ

で、答弁がどうもぴたりとこないんですね。私は

意見書の内容は皆読んだと言っているんですよ。

そこにそれがある。どういう方向で調整しよう

しておるのかといふ質問に対して何も答えていな

いわけです。そこで私は、端的に大臣に伺いますのは、こう

いうふうに理解していいですか。資材の調達、データ・ファクシミリなど回線利用、端末機器、これについては民間参入の方向で臨むと、ネットワークの所有運営、電信電話本來の業務——これには取りつけ、架設、保全を含む。こういったものは公益性の視点から考えねばならぬ。そう理解しているのですか、端的に答えてください。

○国務大臣(箕輪登君) それで結構でございます。○炳谷道一君 そう初めから答えてもらえば、もう長々と答える必要はないんですよ。

そこで、さらにこれを伺いますけれども、いずれにしても公社の現在の業務分野のうち、いま私が指摘しました三つの部分に関しては民間参入、いわゆる競争原理というものが導入されてくる、方向としては、とすれば、公社の企業努力の強化さらに職員の資質向上というものがなければ、この民間との競合部門については競争能力を失うわけですね。そういう問題があるとすれば、現在の予算総則や公社法でがんじがらめに縛られていいる拘束予算制度というものについては、当然見直しが行われ、弾力化する部分が出てくると思うんですが、どうですか。

○政府委員(守住有信君) 公社のいろいろな競争の努力の問題とのかかわりの予算制度の問題だと、いうふうにお聞きいたしたわけでござりますけれども、この競争の問題は、電信電話が中心の独占の部分がほとんど大半の収入を占めておりまして、今後いろいろ展開されると思いますけれども、データ通信等の問題はまだ数%だという比重ではございますが、公社としてはいろいろその技術力を駆使して努力をしておる状況でございま

としても一定の関与をやつておるところでござりますが、ただ公社の予算は、一般会計等と比べましてやはりその経営の効率性、自主性という観点から取り扱う制度に相なっておりまし、その執行面におきましても経費の流用、弾力条項の適用等を通じまして弾力的な運用が認められておるところでございます。

したがいまして、そのような自主的な弾力的な運用の中でやはり世の中の批判に耐え得るような限度の自主性の発揮といいうものが求められています。このように考えておる次第でござります。

○炳谷道一君 ということになりますと、前大臣の見解より後退しておりますね。私は同じ質問をしたんですけど、そのときに山内前郵政大臣は、確かにそういう面もあるので一つの課題として検討させていただきたいと私は答えていたわけですよ。いまの局長の答弁は、現行の枠は崩さないとか。このように考えておる次第でござります。

○政府委員(守住有信君) この点につきましては、三年ほど前の公企体等基本問題会議でもいろいろ二年間にわたって御議論がございまして、運用面についていろいろな検討課題といいうのも御指摘があつておる次第でござりますので、私どもも、また政府部内としてはこれは一郵政省だけの問題ではございませんで財政当局との関連もある問題です。

○炳谷道一君 最後になりましたけれども、郵便局の国債窓口販売の問題についてお伺いをいたします。

銀行の国債の窓口販売は五十八年の四月から実施されることになりましたけれども、そういう民間金融機関が開始したとき、郵政省は郵便局での窓口販売というものについてどういうお考えを持っていますのか。

さるに、窓口販売から進んで募集販売の業務の範囲を超まして、すでに発行いたしました国債の売買が必要になるとも考えられるわけですが、さるに、窓口販売から進んで募集販売の業務の範囲を超まして、すでに発行いたしました国債の売買が必要になるとも考えられるわけですが、さるに、窓口販売から進んで募集販売の業務の範囲を超まして、すでに発行いたしました国債の売買が必要になるとも考えられるわけですが、

○炳谷道一君 大臣を要望しておきますけれども、一遍、昨年十月の私の決算委員会における郵政大臣との一問一答をよく読んでください。前大臣のやはり答えたその方向といいうもの、継続する形の検討といいうものをしてください。これは私は、政治家として、官僚の皆様はいまのよう

けれども、ひとつ大臣に前向きの検討を希望しておきたいと思います。

そこで、時間がありませんので全部中途半端にありますけれども、コミュニケーションに関する技術は日進月歩で進んでおります。したがつて、電気通信と電波による通信も今後密接不可分の関連が生まれてくると思うのでございます。そ

うなってきますと、新設されます電気通信審議会と電波監理審議会との間に、やはり将来の通信放送の総合的ビジョンを立てる上での何らかの連携というものの私は必要性が生じてくると、こう思つのですが、いかがですか。

○政府委員(澤田茂生君) 先生御指摘のとおり、電波と電気通信とは非常に密接な関連をいたしております。そういうことから電波、電気通信行政の推進に当たりましては、省内関係部局の間で十分連絡調整を取り計りながら進めるとともに、両審議会への諮問に際しましても双方の関係を十分留意をいたしまして、円滑な調査審議が行われるように配意してまいりたいと思います。

○炳谷道一君 最後になりましたけれども、郵便局の国債窓口販売の問題についてお伺いをいたします。

銀行の国債の窓口販売は五十八年の四月から実施されることになりましたけれども、そういう民間金融機関が開始したとき、郵便局での窓口販売というものについてどういうお考えを持っていますのか。

さるに、窓口販売から進んで募集販売の業務の範囲を超まして、すでに発行いたしました国債の売買が必要になるとも考えられるわけですが、

○炳谷道一君 調査研究でうまく逃げられたわけですが、すると、本年の二月二十六日、日本経済新聞に掲載されましたいよいよ郵便局が国債の窓口販売に乗り出した、名のりを上げた、この報道は誤報なんですか。大臣としてはやりたいということで検討しておるのかどうか。これ大臣からお答えいただきたい。

○國務大臣(箕輪登君) ただいまのところ白紙でございます。

○炳谷道一君 時間が参りました。やめます。

○委員長(遠藤要君) この際、委員の異動につい

けれども、ひとつ大臣に前向きの検討を希望しておきたいと思います。

そこで、時間がありませんので全部中途半端にありますけれども、コミュニケーションに関する技術は日進月歩で進んでおります。したがつて、電気通信と電波による通信も今後密接不可分の関連が生まれてくると思うのでございます。そ

うなってきますと、新設されます電気通信審議会と電波監理審議会との間に、やはり将来の通信放送の総合的ビジョンを立てる上での何らかの連携というものの私は必要性が生じてくると、こう思つのですが、いかがですか。

○政府委員(澤田茂生君) 先生のお尋ねの、郵政省はどうかという点でござりますけれども、郵政省といたしましては、国民の資産選択の多様化の動向あるいは国債の個人消化の状況、こういったもののを見きわめながら、今後郵便局窓口で国債の窓口販売をどういうふうにするかということを調査研究していくといったふうに考えておる段階でございます。これが現在の段階でございます。

したがいまして、先ほど御指摘のございました募集販売だけでなく、既発債の窓口販売につきましても同様にその調査研究の対象にしてまいりましたが、どういうふうにしていくかということはこれからいのどのようにしていくかということはこれからどういふうに考えておる段階でございます。

したがいまして、先ほど御指摘のございましたその他どういう形での改正が必要かもただいま申し上げました調査研究の中での課題として検討を進めたい、このように考えております。

○炳谷道一君 調査研究でうまく逃げられたわけですが、そこまで業務を拡大されるお考えはあると思いますが、そこまで業務を拡大されるお考えはあるのか。

さるに、そうなりますならば、当然郵政省設置法でこれらの取り扱いを業務の中に入れるか、な

いしは特別の立法を必要とすることが生まれてく

ると思いますがどうか。

この三点に対しても明確なお考えをいただきた

い。これは、答弁によりましては、從来の銀行対

て御報告いたします。

本日、山内一郎君が委員を辞任され、その補欠として閔口惠造君が選任されました。

この際、約十分ほど休憩いたしました。

午後三時四十三分休憩

午後四時開会

○委員長(遠藤要君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先ほどの柄谷君の質疑をもつて質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もなければ、これより直ちに採決に入ります。

郵政省設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(遠藤要君) 全会一致で採決に入ります。

郵政省設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

この際、伊江君から発言を求めるので、これを許します。伊江君。

○伊江朝雄君 私は、ただいま可決されました郵政省設置法の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

郵政省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、電気通信行政のあり方を経済、社会、文化など広範な分野に大きな影響を及ぼすことから、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、電気通信審議会委員の人選及び運営に当たっては、広く各界の有識者を網羅し、民意が十分に反映するよう配慮すること。
一、技術の進歩及び社会の要請に適切に対応するため、長期的視点に立った電気通信行政の

推進に努めること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(遠藤要君) ただいま伊江君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(遠藤要君) 全会一致と認めます。よつて、伊江君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、算輪郵政大臣から発言を求められており、この際、これを許します。算輪郵政大臣。

○国務大臣(算輪要君) ただいまは郵政省設置法の一部を改正する法律案の御可決をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

当委員会の御審議を通じまして承りました御意見、御論議は、今後の所管行政の運営に際し十分反映させまして、当委員会の御審議におこたえ申しあげたいと存じます。

ささらにまた、ただいまの附帯決議につきましては、政府といだしまして十分にその御趣旨を尊重してまいり所存でござります。まことにありがとうございました。

○委員長(遠藤要君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう

て、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○伊江朝雄君 私は、ただいま可決されました郵政省設置法の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

郵政省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、電気通信行政のあり方を経済、社会、文化など広範な分野に大きな影響を及ぼすことから、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、電気通信審議会委員の人選及び運営に当たっては、広く各界の有識者を網羅し、民意が十分に反映するよう配慮すること。
一、技術の進歩及び社会の要請に適切に対応するため、長期的視点に立った電気通信行政の

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(第一四二一八号)

一、国民生活を守る制度の後退につながる行政改革反対に関する請願(第一四六八号)

一、国家公務員労働者の賃金抑制反対等に関する請願(第一四六九号)

一、南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属処遇改善に関する請願

一、南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属処遇改善に関する請願(第一四八二号)

紹介議員 市川 正一君

今、国民が切実に求めているのは物価の抑制、安心できる医療と保健、老後の不安解消、住宅問題の解決、福祉の充実、平和な世界である。しかし、第二次臨時行政調査会の答申で示された今後の行財政の基本方向は、その願いとは反対に福祉の切捨て、国民に高負担で、答申自身「国民生活の各分野も、一時的であれ、痛みを受けることは不可避である」と認めており、国民の怒りを買っている。ついで、国民の生活を守るために、財政再建という名のもとに、福祉・文教予算の削減や住宅予算の抑制、自治体圧迫(住民の負担増)及び国民生活を守る制度の後退につながる行政改革はしないようにされたい。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 国家公務員労働者の賃金抑制反対等に関する請願
昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 東京都文京区千駄木四ノ一九ノ一
二荒川和夫 外二万九千三百四十九名
紹介議員 梶木 光教君
この請願の趣旨は、第二二一四号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 東京都文京区千駄木四ノ一九ノ一
二荒川和夫 外二万九千三百四十九名
紹介議員 梶木 光教君
この請願の趣旨は、第二二一四号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 宮城県古川市小林西要番三ノ一
高橋光人
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

昭和五十七年三月二十四日受理
第一四六九号 請願者 横浜市港北区綱島西二ノ五ノ二
久代佐太郎 外二万九千三百四十
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二五三号と同じである。

第二四八二号 昭和五十七年三月二十四日受理
南方軍国鉄派遣第四・第五特設鐵道隊軍屬待遇改善に関する請願
請願者 小澤 太郎君
紹介議員 山口市大内御城四八九 長谷国雄
この請願の趣旨は、第二二一四号と同じである。

第九十六回国会内閣委員会会議録第四号中正誤

西	六	段	行	誤	正
二	三	主	議	主	義
五	四	日本	日本	日本	日本
一	一	以	以上	以上	以上
思	た				

昭和五十七年四月二十四日印刷

昭和五十七年四月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局